

平成21年第2回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成21年6月16日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 3時35分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	池田 亨 君	3番	伊藤 隆雄 君
	4番	井上 久嗣 君	5番	丹 正 臣 君
	6番	粥川 章 君	7番	小池 浩美 君
	8番	柿崎 由美子 君	11番	遠山 昭二 君
	12番	岡崎 治夫 君	13番	谷口 隆徳 君
	14番	山田 道行 君	15番	田宮 正秋 君
	16番	斉藤 昇 君	17番	山居 忠彰 君
	18番	牧野 勇司 君	19番	菅原 清一郎 君
	20番	中村 稔 君	21番	神田 壽昭 君
議長	22番	岡田 久俊 君		

欠席議員(1名)

9番 平野 洋一 君

出席説明員

市長	田 苅子 進 君	副市長	瀧 上 敬 司 君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴 木 久 典 君	市民部長	有 馬 芳 孝 君
保健福祉部長	織 田 勝 君	経済部長	相 山 佳 則 君
建設水道部長	土 岐 浩 二 君	朝日総合支所長	城 守 正 廣 君

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会会長 佐々木正雄君

教育委員会会長 安川登志男君

教育委員会会長 辻正信君

農業委員会会長 松川英一君

農業委員会会長 伊藤暁君

監査委員会 三原紘隆君

監査委員会局長 谷口春三君

事務局出席者

議会議務局長 藤田功君

議会議務局長 小ヶ島清一君

議会議務課主任 東川晃宏君

議会議務課主任 御代田知香君

議会議務課主任 岡村慎哉君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。9番 平野洋一議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は6名であります。

あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

7番 小池浩美議員。

7番(小池浩美君)(登壇) 一般質問を行います。

初めに、士別市奨学金についてお聞きいたします。

6年前の2003年第3回定例会において私は、奨学金の貸し付けについて、もっと利用しやすく、使い勝手のよい制度にするように求めてきました。当時、小泉内閣の構造改革が吹き荒れる中、2004年には国立大学が独立法人となり、また国の奨学金制度である日本育英会が廃止され、日本学生支援機構という独立行政法人に引き継がれております。国立大学の法人化により、それぞれの大学が生き残りのために大学の授業料を大幅に値上げし、現在はスウェーデンやチェコなど、学費が無償の国もある中で、日本の国立大学は82万円、私立大学に至っては130万円という高い学費で、今や日本の学費は世界の中で異常とも言える高額なものとなっています。更に、就学援助費や学校教材費などの交付税措置に続いて、2006年には義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられております。

政府与党は、医療とともに教育を切り捨て、憲法第25条及び26条を踏みにじってきました。そして、今日の深刻な経済悪化の中で、その影響をまろに受けるのは子供たちであり、将来に何の希望も持てないから、勉強なんかやってもしょうがない、と言わしめております。今日の雇用破壊と景気の悪化の中で、進学を断念せざるを得ない、あるいは退学を余儀なくさせられた子供たちが急増し、子供たちの学ぶ権利、進路選択の自由が脅かされています。今こそ、国や自治体は、教育に対して大幅な予算措置を行うべきであり、特に政府は、高校や大学などの教育費無償化に踏み出すべきと考えます。

士別市奨学金は、今年4月から貸付額が増額されるなど、市民が使いやすいよう改正されて

おりますが、このことの利用への影響はあらわれているのでしょうか。昨年の利用状況と比べて、どのように変わったのか、あるいは変わっていないのか、お聞かせください。また、今日までの奨学金の返還状況についてもお知らせください。

今年4月、新日本婦人の会は、全国の会員を対象に高校入学時にかかった費用に関する緊急アンケートに取り組んでおります。それによりますと、入学時にかかった費用総額の平均は、公立高校で16万8,172円、私立高校で44万3,157円となっています。その中でも、かかる費用の高い順は、公立高校では1番が制服、2番が諸会費、3番が教科書となっています。アンケートには、制服代、ジャージ代、教科書代が援助されると助かるとか、せめて教科書くらい無料にしてほしいという切実な声がたくさんありました。

特に見過ごせないのは、2番目に多い諸会費ですが、PTA会費、生徒会費、同窓会費などを初め、生徒手帳、写真代、学生証、芸術鑑賞費などなど、こうしたもろもろの費用負担が大きいことです。更に、部活動としては、4月入学時に平均2万円は出費し、修学旅行の積み立て総額は公立で8万8,000円、私立で15万円も必要とされています。合格はしたけれど、当面の必要なお金が用意できないとか、夫の生命保険を解約してお金を工面したといった悲痛な回答が寄せられております。昨年は、入学金が未納ということで、生徒を入学式に出席させない事態も起こっていますが、このように多額のまとまったお金が必要となると、用意できない状況があっても不思議はありません。

今議会には、「学費が払えず高校を卒業・入学できない若者をなくす緊急対策を求める意見書」と「義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1の復元、就学援助制度充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書」が提出されてもおります。高校でも大学でも、入学時には多額の費用がかかります。土別市奨学金においては、入学時にある程度まとまった金額を、一時金、あるいは支度金のような形で貸し付けることを求めるものですが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。せっかくの奨学金であり、市民が最も必要としている形で、しかも、あってよかったと思える形で制度を運用してこそ、税金が生きるというものではないでしょうか。

また、奨学金申し込み期間は3月1日から4月30日となっていますが、9月入学の学校もありますので、9月前後も申し込み期間に設定することを求めますが、お考えをお聞かせください。

次に、のぞみ園の機能強化を求めてお聞きいたします。

こども通園センター「のぞみ園」は、心身に障害のある児童や発達におくれのある児童のための通園施設であり、子供たちの、特に幼い子供たちの発達障害を早期発見し、早期支援する施設として、なくてはならないものです。言葉のおくれや吃音、広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などのいわゆる発達障害を持つ子供は増加傾向にあると言われており、のぞみ園利用者数も平成12年度から17年度までは六十数人から少しずつ増えて、93人までになっています。

ただ、18年4月からの障害者自立支援法がのぞみ園にも適用されているため、利用料の1割

自己負担と食費、光熱費負担が利用者に影響を与えていないのかどうか、18年度以降の利用者数の変化をお聞きしたいと思います。また、近年の利用状況について、どのように分析されているか、お聞かせください。

保健センターでは、定期的に乳幼児健診を行っていますが、発達障害が疑われる場合や、はっきりと認められる場合は、保護者に対してどのような対応をされているのでしょうか。どのような助言、指導を行い、継続的にかかわっているのでしょうか、お知らせください。

また、障害のある子供にかかわって、保健センターの保健師とのぞみ園の指導員、幼稚園教諭と指導員、保育士と指導員という形で密に情報交換し、ともに学習、研修をするような体制ができているのでしょうか、お聞きいたします。

のぞみ園には、療養指導員である専門職は何人配置されているのでしょうか。職員構成はどのようになっているのでしょうか、お知らせください。

のぞみ園は、発達障害を持つ子供たちやその保護者を支援するセンター的機能を有し、その専門性を発揮して、広く地域に出て情報の提供や相談活動を行い、あるいは講演会や学習会などを開いたり、保健センターや幼稚園、保育園、学校、学童保育所などと連携を密にし、その中心となって、子供たちの成長を徹底的に支援するコーディネーター的役割を担うべきだと私は考えますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。のぞみ園は、そういう機能を持つ施設として存在するべきだと考えます。

次に、国が進める「食育」についてお聞きいたします。

食育基本法は2005年6月10日に成立しておりますが、まず初めに、この法律が制定された背景と、国はこの法律で何を目指しているのかをお聞きいたします。

私は、この法律に何かうさん臭さを感じてなりません。食育基本法の前文には、こう記述されています。「新たな食の安全上の問題や食の海外への依存の問題が生じており、食に関する情報が社会にはらんする中で、人々は食生活の改善の面からも、食の安全の確保の面からも、みずから食のあり方を学ぶことが求められている」。あるいはこうも書かれています。「地域の多様性と豊かな味覚や文化の薫りあふれる日本の食が失われる危機にある」。

食料の自由化で農業を衰退させ、食料自給率を低下させたのはだれでしょうか。世界的に見ても、もう食料を輸入に頼ることはできない状況が広がっています。規制緩和で地域の商店街を疲弊させ、地域の多様性や文化をなくしてきたのはだれでしょうか。中国製ギョーザ事件やBSE、輸入汚染米転売事件などに見られるように、食品の安全はおざなりで、低コスト優先の外国に加工食品製造を頼ってきたのはだれでしょうか。過酷な労働環境で国民を働かせ、朝食もとれないような事態にしたのはだれなのでしょう。私たち国民だとも言うのでしょうか。政府・与党は、自分たちがやってきたことにほおかむりをして、国民に食育推進を求めており、全くもって責任転嫁としか言いようがないと、私は憤りすら感じますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

本市では、この法律に基づいて、食育推進計画を策定するべく作業を着々と進めているよう

ですが、今日までの進捗状況をお知らせください。

厳しい経済生活の中で、家庭において、安心・安全で国産、あるいは地元産、そして有機などの食品を毎日の食卓に並べることはとても難しいことですが、せめて学校給食は限りなく安心・安全に近づいてほしいと思います。現在、学校給食では、地元産、道内産、そして国産の食品は食材全体の何%使用しているのでしょうか、お知らせください。

そして、食育を進めるならば、地産地消や安心・安全を100%に近づけることが求められると思いますが、現実的にはどのような問題があり、可能なか不可能なのか、見直しを含めてお考えをお聞かせください。

食育推進計画の策定に当たっては、計画の骨子ができた時点で情報を公開し、パブリックコメントを募集するなどして広く市民の考えを聞き、取り入れるべきものは取り入れて、市民が前向きに取り組めるような計画を策定するべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

最後に、地上デジタル放送についてお聞きいたします。

既に昨年秋には名寄中継局が開局し、土別市民はいつでも視聴可能となっています。しかしながら、山間部や大きな建物の影にある家庭はそうはいきません。昨年、第4回定例会でも、難視聴地域の住民が不利益にならないように対策をとることを求めましたが、再度お聞きいたします。

温根別6区、南朝日三栄、北一線、そして岩尾内地区は、現在のアナログ放送では難視聴地域であり、共同受信施設を利用していますが、地上デジタル放送に移行した場合、これらの地域はすべて難視聴となるのでしょうか。もしそうなるのであれば、地上デジタルの共同受信施設を再び利用せざるを得ませんが、それによってどれほどの金銭的負担がかかるのでしょうか、お知らせください。

現在、建物が障害となって共同受信施設を利用しなければ視聴できない地域は、市立病院、市民文化センター、総合体育館、土別小学校、南西団地、そして北部団地周辺の6地域ですが、これらの地域が地上デジタルに移行した場合、どのような影響を受けるかを調査し、その調査は既に終了していると聞いています。

そこで、何点かお聞きしますが、それぞれの建物に影響される世帯数をお知らせください。そして、その数は、アナログ放送時と比べて多いのでしょうか、少ないのでしょうか。地上デジタル放送は、アナログ放送に比べて、ビルの影などでの受信障害は比較的少ないと聞いておりますが、どうなのでしょう。更に、難視聴となるため、やむなく共同受信施設を利用しなければならない世帯の金銭的負担はいかほどでしょうか。これらの世帯は、共同受信施設の整備完了までは地上デジタル放送を見られないことになるとは思います。施設整備完了予定はいつなのでしょう。影響を受ける家庭への説明は敏速に行うべきだと考えますが、いつごろ、どのように実施するのでしょうか、お聞かせください。

昨年6月に、政府は、デジタル放送への移行に伴って、低所得者への対応策を打ち出し、生活保護世帯への支援を明らかにしています。また、本年1月には、さらなる経済弱者支援策を

発表しています。

そこで、お聞きしますが、国が打ち出している低所得者、いわゆる経済弱者と言われる人たちへの支援策について、すべて、具体的にお知らせください。そして、その対策を自治体ではどのように実施するのか、具体的にお知らせください。

市民への情報公開、説明の取り組みは急がれます。市民みんなにかかわることであり、情報公開は徹底するべきと考えますが、現時点ではさっぱり情報が届かなくて、一体どうなるんだと心配している市民が少なくありません。今後どのように取り組まれるのか、そのことをお聞きして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えをいたします。

最初に私から、食育の取り組みについて御答弁を申し上げますが、地上デジタル放送については総務部長から、のぞみ園については保健福祉部長から、奨学金については教育委員会から、それぞれ答弁を申し上げることにいたします。

まず、食育基本法制定の背景と国が目指すものについてお尋ねがありました。

我が国経済は、戦後の高度成長から安定成長へと移って、人々のライフスタイルや価値観が多様化、高度化をし、特に最近の食生活の面におきましては、食べたいものをいつでも、どこでも食べられるという飽食の時代を迎え、栄養の偏りによる肥満、生活習慣病の増加、家族単位での食生活のあり方といった問題も見受けられる一方で、最近では、雇用環境が厳しくなる中、十分に食事をとれない方も出てくるなど、食におきましてもその格差が拡大をしている状況でございます。また、国内外での食の安全性を揺るがす事案が生じる中で、健康や食の安全・安心に対する消費者の関心は一層今高まってきております。更には、世界的な経済情勢の変化による輸入農産物の増加に伴い、我が国の食料自給率も40%と低迷する中で、大量の食品廃棄を初め、日本固有の食文化が衰退をしつつあるという、こんな時代背景もあります。

こうしたことから、国におきましては、国民が生涯にわたって健全な心身を養い、豊かな人間性をはぐくむためには、食育の推進が重要との認識から、食育を総合的かつ計画的に推進をし、将来にわたる健康で文化的な生活と豊かで活力のある社会の実現を目指して、平成17年6月にこの食育基本法が制定されたところであります。

この法律で、食育は、生きる上で最も基本となるものであり、知育、徳育、体育の基礎となるものと位置づけをし、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを目指しております。

更に、地方公共団体には、その地域の特性や固有の風土を生かした計画を策定し、食育を推進することが求められており、北海道においても、平成17年12月に北海道食育推進行動計画を策定したところであり、本年4月現在、道内では17市町村で計画が策定されております。

次に、国の食育に対する姿勢についてであります。我が国は今や世界の先進国として、国際的にも極めて重要な役割を担いながら発展をしてきております。ここに至るまでには、社会

情勢や経済情勢、とりわけ農業をめぐる環境も大きく変貌を遂げてきたところであり、その時々の諸課題に対処する中で、国民の生活そのものも大きく変化してきております。特に、食生活については、食の欧米化が進む中で、多種多様な食のあり方が提起され、あわせてファーストフードなどの急速な進展によって、その態様が目まぐるしく変化したことで、健康や食品の安全性を初め、さまざまな課題が生じたものと存じます。

食は命の源であると同時に、心の豊かさを醸成する極めて大切なものであり、心と体の健康、ひいては健全な人格形成にも寄与するものと言われております。国としても、近年、健全な食生活が失われつつあること、そして、そのことが未来を担う子供たちの健全な成長に影響を及ぼしていることにかんがみ、国民が主役となった広がりのある運動として食育基本法を定めたものでありまして、本市といたしましても、すべての市民が元気で生き生きと暮らすことができるよう、この食育の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、本市における計画策定の進捗状況についてであります。食育を推進するためには、健康、保健、教育の分野はもとより、農業や商工業、観光など、幅広い分野の連携が必要でありますことから、政策担当次長職の幹事会とともに、全庁的組織として、各部の主幹、主査職で構成をするワーキングチームから成る食育推進計画庁内検討委員会を設置し、昨年度は食育についての学習会、食育アンケートの実施や食育セミナーの開催などを行ってきたところであります。今年度はアンケートの結果の分析や関係団体との意見交換などを行って、食育推進のための本市の現状と課題を把握するとともに、計画に掲げる目標の設定、具体的な施策や指標の設定並びに推進体制等について策定作業を進め、より多くの市民や団体等との連携を深める中で、今年度末の策定を目指すものであります。

次に、地産地消等の観点に基づく学校給食における地元農産物の使用についてであります。

まず、平成20年度の学校給食における地元農産物の使用状況についてであります。ジャガイモ、ニンジン、タマネギ、キャベツなどの主な野菜9品目については、地元産は約50%を占めており、その他は道内産野菜が約20%、他府県産が約30%、外国産についてはごく少量となっております。また、米につきましては、全量、地元産を使用しており、パンに使用しております小麦につきましては、地元産は約4%で、その他はすべて道内産となっております。肉類につきましては、全量、道内産のものを活用している状況にありまして、野菜の購入につきましては、他産地より10%以内の価格差であれば、優先的に土別産を使用し、次に道内産を、そして国内産といった順で食材の確保に当たっているところであります。

このように、可能な限り地元産食材を使用するように努めておりますが、価格の問題以外にも、献立メニューの中で使用しなければならない食材が生産時期等の関係から地元でなかなか調達することが不可能なケースもありまして、すべての食材を地元産で対応するということは困難な場合もあります。より安全な地元産の食材を使用することは、健全な心、体を育てる上で極めて大切なことであり、このことがまさに食育を推進する大きな目的の一つであると同時に、特に土別産の食材を活用することは農業を中心とする地域経済の活性化にも結びつく要素

も多分に有しており、地域の食文化や食にかかわる産業、更には広く食育教育の推進にもつながる、あるいは地産地消については市民の関心も高く、計画の大きな柱にもなろうかと考えており、こうした視点でもって策定作業に当たってまいり所存であります。

次に、計画を策定するに当たっての広聴活動につきましては、計画策定に当たり、食育に関する実態を把握するとともに、市民の声を反映するために、昨年12月から本年1月にかけて、まずは食育アンケートを実施したところであります。その結果といたしましては、食育に関心があるにもかかわらず、食育を実践している人が少ないこと、朝食の欠食や1人で食べる、いわゆる孤食の割合が高いこと、土別産の農畜産物は手に入りにくいと考えている人が多いこと、更には地産地消や農業の振興に関心が高いことといった現状と課題が明らかになりました。

計画づくりにおきましては、こうした現状や課題を基本に、食育に関する情報を広報やホームページなどで積極的に提供するとともに、市民が前向きに取り組むことができる計画となりますように、市民の意見を把握し、反映させることが重要と考えております。これまでも、食育アンケートの結果をもとに、まちづくりミーティングレディースや消費者協会、振興審議会などから御意見をお伺いしておりますが、今後におきましても、食生活推進協議会、保育サービス検討委員会、各学校食育推進代表者などを初め、教育関係者、農業関係者などの関係機関や各団体等の意見交換も重ねて、計画づくりにこれを生かしてまいり考えであります。

更には、計画の素案ができ上がった時点で、広報誌やホームページなどに掲載をして、意見をお伺いする機会をつくとともに、振興審議会を初め、各団体や関係機関などにも素案を示しながら、土別の気候、風土や特性を生かした計画となりますように、相努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、地上デジタル放送の対応についてお答えいたします。

御承知のとおり、地上デジタル放送は平成23年7月をもって地上アナログ放送から完全移行するため、現在、全国で中継局等の整備が進められており、道内でも札幌市を皮切りに、順次放送を視聴できる状況になっております。

本市においては、昨年12月、市街地区及び多寄町などでデジタル放送が開始されましたが、上士別町の一部、朝日町及び温根別町での山影による障害、更には市立病院や文化センターなど6施設での建物による障害により、デジタル放送を視聴することが困難な状況にあります。

そこで、辺地共聴施設についてであります。本市における辺地共聴区域としては、温根別北線地区、朝日の北一線地区、岩尾内登和里地区、南朝日三栄地区がございます。

まず、朝日地区については、本年度、上士別中継局の整備を実施することになっており、整備後、上士別中継局からの電波の受信状況を調査した上で、難視聴区域を確定することになります。更に、温根別地区の共聴施設については、現在、名寄からのアナログ電波を共聴施設が受信しており、デジタル電波の状況については、この秋に調査の予定となっております。デジ

タル電波はアナログに比べて強い電波であることから、朝日地区、温根別地区ともに、難視聴世帯は現在の状況よりも改善するものと期待をいたしております。

また、受信世帯の負担についてであります。共聴施設については、本年度の受信状況調査の結果によって、来年度、国の補助制度を活用して整備する計画であり、この制度を活用するに当たって、国としては、共聴施設を活用しデジタル放送を受信するためのアンテナ交換等の費用については、受信者の自己負担を基本としています。山間地、丘陵等の地理的要因により、もともと電波の受信が良好でない地域における共聴施設の改修については、基本的な整備をこの補助事業で行い、一般の世帯と同様にアンテナ設置に係る費用負担相当額については受益者の負担として設定しているものであり、この受益者の負担は約3万5,000円程度と試算されております。

次に、建物共聴施設についてであります。

さきにも申し上げたように、デジタル電波はアナログに比べて障害に強い電波であるため、デジタル放送での難視聴区域はアナログ放送に比べて小さくなることが予想されることから、国の2次補正による経済対策により、21年度事業を前倒して今年3月から建物による障害区域の受信状況調査を実施し、難視聴区域の確定作業を行っており、現時点におけるおおよその世帯数は多くても市立病院が50世帯、文化センターは20世帯、土別小学校は15世帯、総合体育館は40世帯、北部団地は5世帯、南西団地は3世帯で、アナログ放送のときと比較すると半数以下となっており、今後、更に詳細を調査した上で、10月ごろにはこの区域を確定し、来年度、建物共聴施設の改修を図る計画であります。

また、受益者負担については、基本的には辺地共聴施設と同様に、アンテナ設置費用相当額の負担が生じることになりますが、市の施設のほか、市内に宿泊棟を有するトヨタ自動車や総合福祉センターを運営する医療法人三愛会の対応との整合性も図る必要がありますので、今後、両団体との協議も進めてまいりたいと考えております。

次に、低所得者に対する支援であります。デジタル放送を受信するためには、UHFのアンテナを用意した上で、デジタルテレビを新たに購入して受信するか、もしくは、現在使われているアナログテレビにデジタル用のチューナーを接続して受信するかの二通りがあります。これらの設備には経済的な負担が伴うことから、国は、低所得者に対し、簡易なチューナーを無償で給付するとともに、アンテナ工事などが必要な場合にはその支援をも行うものであります。これまで、その対象については、NHKの受信料が全額免除の世帯のうち、生活保護世帯とされていましたが、これに加え、同じく受信料免除世帯のうち、市民税が非課税となる障害者の世帯及び社会福祉事業施設に入所されている方まで対象が拡大されており、秋以降に支援を開始する予定となっており、確実に支援が受けられるよう、今後の説明会等において制度の周知に努めてまいります。

更に、デジタル化には、これまで辺地共聴や建物共聴により視聴していた多くの世帯に新たな負担が生じる可能性が高くなるわけですが、このことについては、今後、地域の方々

にも十分に説明をさせていただきたいと考えております。

地上アナログ放送の終了まで、あと2年余りとなり、デジタル化の整備が進められている中、デジタル放送の視聴が可能かどうか、その費用はどのようになるのか、市民の皆様のご関心はますます高まっており、国としても、この8月に本市において地デジ説明会を4日間にわたり開催する計画であります。市といたしましても、地デジに関する情報を広報誌等を通じて積極的に周知するとともに、特に難視聴世帯や生活弱者への十分な説明を実施してまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、のぞみ園についてお答えいたします。

のぞみ園は、言葉や運動などの発達に障害がある児童や発達のおくれが疑われる児童に対し、日常生活及び集団生活の指導、適応訓練等を行い、早期での療育により子供の成長、発達を促す通園センターとして運営いたしているところであります。

そこで、最初に、のぞみ園の職員構成と療育専門指導員の配置状況についてであります、職員は4人体制といたしており、その専門職等の内容は、適正な言葉などの指導を行う言語聴覚士、運動機能の回復を指導する作業療法士、そのほか保育士、教諭をそれぞれ1名ずつ配置いたしております。

また、障害者自立支援法によるのぞみ園利用料の1割負担と食費、光熱費負担が18年度以降の通園者数に影響を与えていないかとのことについてであります。

のぞみ園の近年の利用状況につきましては、過去4年間の実績で申し上げますと、平成17年度の利用児童数は93人、18年度104人、19年度91人、20年度は93人となっており、ほぼ同程度の利用人数で推移いたしているところであります。

のぞみ園の利用者負担として、まず食費及び光熱費につきましては、本施設の指導訓練時間は1人1日1時間となっておりますので、給食は提供しておりませんし、光熱費につきましても、利用者の負担とならないよう、料金の規定は定めておりませんことから、食費等の負担はないところとなっております。

更に、1割の自己負担につきましても、制度制定以降、利用者及各関係団体などから負担軽減の見直しが強く求められる中で、国において、こうした要望を踏まえ、平成19年と20年にそれぞれ月額負担上限額が引き下げられましたことから、ただいま申し上げました利用状況から見ましても、利用者負担によることの通園への影響はないものと考えております。

また、この近年の利用状況につきまして、本市における発達におくれなどのある子供の全体数は把握をいたしておりませんが、少子化が進行し、児童数が年々減少している中で、通園児童数がこのように例年ほぼ同数で利用されていることは、発達障害への療育指導の重要性と、更にはのぞみ園の取り組み等への市民理解が深まっていることなどによる利用の定着が要因であるものと考えているところであります。

また、保健福祉センターにおいて、乳幼児健診時に発達障害が疑われる場合や、はっきりと障害が認められる場合に、どのような助言、指導を行い、継続的にかかわりを持って支援しているのかとのことについてであります。

乳幼児健診につきましては、運動発達や精神発達などの極めて大事な節目である生後4カ月、7カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳児を対象に、身体計測、小児科医師による診察、保健師、栄養士による育児栄養相談等を実施いたしております。こうした中、発達のおくれの疑いなどがある子供につきましては、その発達において個人差が大きく、このため成長の経過を注視しながら、小児科医師の判断に基づき、医療機関での検査を勧めるとともに、状況に応じ、のぞみ園を紹介いたしているところであります。

更に、その後の継続的なかかわりにつきましては、医療機関及びのぞみ園等の関係機関と密接に連携をとりながら、家庭訪問や育児相談の際に、保護者の育児不安の軽減や発達に応じた子供との接し方について指導、助言を行っているところであります。

また、のぞみ園と幼稚園、保育園、学校等関係者との情報交換、研修等の実施であります。のぞみ園の利用児童は保育園や学校などに通園、通学をいたしておりますことから、それぞれの関係者において、現況の課題把握と共通の認識づくりは何よりも肝要なことから、定期的、もしくは必要に応じ、その都度情報交換を行い、子供が幼稚園や学校等での生活に円滑に適応でき得よう、取り組みを推進いたしております。

あわせて、研修等の実施につきましては、のぞみ園の指導員、保健師や保育士、幼稚園教諭等が子供の発達に関する十分な知識と専門的技術の向上を図るため、各種の研修に参加するとともに、北海道療育園などから毎月1回専門支援員を招き、子供の日常の遊びなどを通して指導、助言を受けることで、早期発見、早期支援ができるよう、この対応に努めているところであります。

以上、申し上げてまいりましたように、のぞみ園は保健福祉センター、保育園、学校などと連携し、議員お話のように、地域社会全体への取り組みの普及啓発に努めるとともに、発達におくれのある児童の円滑な成長を支援するコーディネーターとしての役割を担い、その児童、家族が専門的かつ全般的な相談、支援を安心して受けることのできる療育支援の充実強化が極めて重要でありますことから、今後、なお一層この対応に当たってまいりたいと存じます。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君）（登壇） 私から、奨学金についての御質問にお答えいたします。

まず初めに、本年4月から奨学金の貸付額の見直しなど、制度を一部改正したことによって、利用者へどのような影響などがあったのかのお尋ねがありました。

このたびの奨学金貸付制度の見直しは、昨今の経済状況の急激な悪化に伴い、経済的な理由によって就学が困難になる学生に対し、より有効な支援を行うため、この制度を利用されている保護者の方々全員にアンケート調査を実施し、要望が多かった貸付額の増額及び申請手続期

間の延長等の見直しを図ったところであります。

この結果、昨年度申請者数31名から本年度42名と増加し、特に大学生にあっては14名から21名と大幅な増加となったところであります。この要因といたしまして、一月の貸付額を1万8,000円から2万5,000円に引き上げ、加えて、その償還期間を7年から10年に延長したことによるものと分析いたしているところであります。

次に、貸付金の返還状況についてのお尋ねがありました。

昨年度までの未収入額は36万8,000円で、経済的理由から5名の方が返還契約からおくれてはおりますものの、いずれの方におかれましても、返済可能な額をもって返還いただいている状況にあります。

次に、年度途中の9月入学の学校等に対応した制度を検討してはどうかのお尋ねがありました。

お話のとおり、一部の大学等では9月入学の制度を導入していることは承知いたしております。これまで、奨学金の貸し付けに当たって、このような学校等に進学された申請者の事例がないことから、今後の検討課題とさせていただきたいと存じますが、現在の奨学金制度では、年度当初の予算枠内で奨学金の選定をいたしておりますだけに、仮に9月入学者の申請行為が生じた場合は、あらかじめ当該者分の予算枠の確保をしておくといった問題が生じることから、その可能性としては、半年間のずれとはなりませんものの、翌年4月に申請をすることによって、実質的に1年間の奨学金貸し付けが受けられるといった手法も考えられますので、当面は実情どおりの申請で対応させていただきたいと思っております。

次に、奨学金の貸し付けのみならず、入学一時金等の貸し付けも同時に行うべきでないかのお話がありました。

このたびの奨学金貸付制度の見直しに当たって、さきの保護者からのアンケート調査においても要望がありましたことから、その原資として、土別ふるさと育英奨学金の活用を視野に、入学支度金として10万円から30万円の幅を持った貸し付けを検討した経緯がございます。

結論といたしまして、仮に入学者全員に貸し付けをするとなると、償還期間の設定や予算額との兼ね合いなどから、十分に充当することが困難との判断により、今後の課題として見送ったところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

いずれにいたしましても、今日の経済不況と言われる中、家庭における教育費の負担増加が一面では社会問題化しております。本市の奨学金制度が高校や大学等に進学される子弟の皆さんに有効に活用されるよう、今後におきましても社会情勢に応じた制度の充実を図ってまいり所存でございます。

以上申し上げます、御答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 16番 斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君）（登壇） 2009年第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。

質問の第1は、国の経済対策にかかわっての21年度本市補正予算についてであります。

初めに、国の20年度の第1次・第2次補正予算が本市へ交付された額と事業について、行政報告でも言っておりましたが、触れられていない部分についても、この際、見解を求めておきたいと思います。

21年度の地域活性化経済危機対策臨時交付金については、どんな手法で事業の実施が計画されたのか。私ども議員に知らされたのは、5月29日の議員協議会で初めてであります。説明されたときには、もう計画は道との協議でも進んでおって、議員の意見を取り込める時間的余裕はないとのことでありました。時間は若干あったが、意見を聞く耳を持たなかったのが事実ではなかったかと思うのでありますけれども、その真意を明確にお答えいただきたいと思います。また、時期がなかったからというけれども、市民の皆さん方の要望や意見はどう取り上げたのかも答弁を求めておきたいと思います。

また、雇用対策の問題で1つお聞きしますけれども、今回は余り雇用対策直球の予算はないようでありましてけれども、例えば市有林の間伐事業、それは1つは市有林の計画、これらの計画に基づいてどう検討され、予算づけがなされたのかもお聞かせをいただきたいと思うんです。

そして、経済対策実施による本市経済に与える影響について、特に公共事業費は昨年比でどの程度増えたのか、主な事業について、この際お聞きをしたいと思うのであります。

また、これらの経済対策事業と市の総合計画、どの程度総合計画を先取りされたのか。その先取りされたものはどんな事業なのか。また、財政健全化計画とのかかわりについても、国の交付金の活用は市の起債は少なく済むといいますが、後年度の公債費にどんな影響が及ぶと考えているのかもお答えいただきたいと思います。

次に、学校の耐震化調査と補強事業についてであります。

1つは、震度幾らまで耐えられる補強工事が行われるのか。総額で4億3,700万円の工事費を予定しておりますけれども、この積算根拠は何か。非常に高額に感じるけれども、こんなにも補強工事がかかるものなのかどうか。どういう積算をされたのか、その根拠についてお答えをいただきたいと思います。

また、学校の耐震化は進めるけれども、市内の民間の耐震調査や補強工事、これらについては市としてはどういう対応をされていくのか。また、民間の市民の一般住宅でありますとか、こういう耐震調査なんかはしなくて済むのか。北海道、あるいはまたこの士別、特に士別なんかは開拓以来大きな地震なんかなかったものだから、よもや地震が起こるとは余り考えていない。そういう面もあって、本州から見ても耐震調査や耐震補強はおくれているとは思いますが、それにしてもこれだけ多額の予算が必要なものなのかどうか、この際お聞かせをいただきたいと思うのであります。

次に、太陽光発電施設についてであります。

コスモス苑、サンライズホールでのCO<sub>2</sub>の排出はどの程度抑制できるのか。また、1カ所1,500万円、この予算を組んでいるけれども、1,500万円の元を取る採算の点では、何年で元を取れるというふうに思っているのか。このCO<sub>2</sub>の排出問題と採算の点でも、どうはじき出さ

れているのか、お答えいただきたいと思うんです。サンライズホールは1,000万円でございます。1,500万円と申し上げましたけれども、1,000万。

それから、南中と土中、ここにも1,500万円、1,500万円の予算づけがなされております。夏期間はほとんど暖房なんかは使わないし、電気もそれほど使うわけではないと思うんです。そして冬期間は若干暖房を使って、電気なんか使われるけれども、非常に日照時間が短くて効果も少ないと思われるのであります。私は、なぜこの学校を急ぐのか、もっと先に急ぐべき公共施設、これがあるのではないかと思うんだけど、この点はどう検討されたのかお聞かせをいただきたいのと、市のコスモス苑やサンライズホールのほかの公共施設での太陽光発電施設の計画なんか、この際お立てになったのかどうか、学校も含めてお答えをいただきたいと思います。

次に、携帯電話の不感地域の解消についてであります。

この事業については、今月9日の市議会の初日に知らされたところであります。そこで、不感解消地域と予算、そして事業の完了時期はいつなのか。また、土別地域でのそのほかの不感地域と今後の解消策について、どうお考えになっているのかもお聞かせください。

次に、水難救助ボートについてでありますけれども、これまでの水難事故と船外機つきボートの出動についてはどの程度あったのか。現在あるのは古いものでありますけれども、しかし、これはほとんど使われていないから、その点では耐用年数が来たとしても、もっと使えるはずではないかと思うんだけど、今どうしても買わなければならないそういうものなのかどうか、この際お答えをいただきたいと思うんです。

今回は、経済対策といって、市民生活や市民負担の軽減や医療や福祉の分野での補正は重視されなかった。ソフトの面をあわせた施策こそ、経済的にもその効果をもたらすのではないのでしょうか。市民の生活、困っている市民の方々の声に耳を傾け、その対応に力を尽くすことも市政の大きな仕事ではないかと考えますけれども、今回のこの対策について、ソフトの面で市としてはどう検討されたのか、この点もお聞かせいただきたいと思うんです。

質問の第2は、指定管理施設の充実についてであります。

現在、指定管理者に委託して運営している施設、その運営形態はいろいろあると思いますけれども、市としてはどういう区別をされているのか。使用料を取っているところ、あるいは使用料を取っていないところ、それから市の賃金を市がはじき出して、これでやれといって丸投げをしているそういう施設もあるやに思うんです。だから一面では、指定管理者の創意や工夫によって、市民サービスがどれだけよくなったなんていうことは、ほとんど市で行っているときと変わらない、そんな状態もあると思うんだけど、市民サービスがよくなった事例など、どう評価されているのか、この際、伺っておきたいと思うんです。

市から指定管理料が支払われますけれども、年度末に精算が行われて、余った予算は市に返金する、こういうシステムでございます。効率化やサービスの向上にはつながらず、市からの管理運営を、それをただやっているのにすぎないのではないかと。車の更新でありますとか備品

の更新計画、これらも施設できちんと立てて、それらのお金を準備基金として積み立てを行うなど、施設で小さいものについては独自に購入ができる、そういうことを考えるべきではないか。施設や備品の大きなもの、これはもう市で当然やるけれども、やはり指定管理者がそういう基金の積み立てなどを行って、必要な備品を施設自身が工夫して買っていき、こういうことも必要だし、自動車の更新計画、こういうものもそれぞれの施設でお立てになっていく必要があるのではないか、こう思うんだけど、施設の充実についてお答えをいただきたいと思います。

質問の最後は、市立図書館、学校図書の整備についてであります。

今回の追加経済対策では、図書館資料整備に557万円、小・中学校図書購入事業費で21・22年度分として840万円、この補正予算が提案されますけれども、図書整備の具体的内容はどんなのか。

2つには、市立図書館と朝日公民館図書室とのデータのシステム統合はいつ完成され、利用できる時期はいつか。各学校の図書室と市立図書館を結び、児童・生徒たちが直接図書館にアクセスできるよう、情報環境の充実を図るべきではないか。

3つには、全国の図書館でも、不明本、不明になる本に頭を痛めておりますけれども、土別での不明本の実態とその対策はどのようにされているのか。

4つには、図書の貸し出しや図書館として学校との連携については、どんなことをやっておられて、学校ではどんな評価をされておられるのか、この際お聞かせください。

5つには、図書などの整備について、学校との協議はどう行われているのか。今回の補正で学校図書購入費840万円が見込まれておりますけれども、その具体的な配分内容について、この際お聞かせをいただきたいと思います。

6つには、児童・生徒の学校図書の利用実態はどうか。活字離れを食いとめる一つの方策として、子ども図書館銀行制度を考えてみてはどうか。これは、市内の小・中学校の学校図書館と公立図書館の蔵書をどこでも借りることができるようにして、子供の読書量に応じて学校にポイントをつけ、通常の図書館購入費に上乘せをするという、こういう方法であります。ぜひ学校とも協議するなど、検討されるよう求めたいと思います。

7つには、学校図書館に司書の配置についてであります。司書教諭が大きい学校では配置されておりますけれども、これも兼務のために忙しくて、なかなか十分な指導ができないという声があります。学校図書の蔵書数も増えている現在、市の図書館に司書の配置で各学校を巡回指導など、ぜひ考えるべきではないか。こういう連携もよく検討されることを求めて、一般質問を終わるものであります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 斉藤 昇議員の御質問にお答えをいたします。

私から、国の経済対策にかかわって21年度補正予算についてのお尋ねのうち、全体的な事項についてお答えをし、経済対策の詳細、あるいは指定管理施設の充実については総務部長から、

また市立図書館、学校図書の整備につきましては、教育長のほうから御答弁がされることになっております。

昨年秋、アメリカ経済の破綻が全世界に波及をし、我が国経済も重大な影響を受け、百年に一度と言われる未曾有の経済危機を迎える中で、国は平成20年度1次補正予算、2次補正予算、更に21年度当初予算による総額75兆円事業規模の景気対策、いわゆる景気対策3段ロケットによって、高齢者の医療費負担の軽減、定額給付金、高速道路料金の引き下げ、雇用機会の創出などの対策とともに、地域活性化を図るため、地方公共団体に対する地域活性化生活対策臨時交付金を創設し、全国ベースで6,000億円が措置されたところであります。

更に、我が国の景気を一層回復軌道に乗せていくためには、切れ目のない追加対策が必要との考えから、21年度1次補正予算で過去においても最大となる約57兆円の事業規模の対策が講じられたところであります。

このうち、地方公共団体が地球温暖化対策、少子・高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けたきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、1兆円の地域活性化経済危機対策臨時交付金を創設したところであり、この活用にあたっては、地域の中小企業の受注機会に配慮するように、特に明記されたところであります。

そこで、これらの経済対策の本市の取り組みについてであります。まず平成20年度1次補正予算では、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金により、約2,900万円の交付となりましたが、これを財源として、原油高騰に対する福祉灯油支給事業を従来より拡大をして実施したほか、消防救助マット、訓練用ダミーなどの救急資材の購入、桜丘荘居室改修、市民貸し出し用のチャイルドシートの購入、あるいは年末年始大売出し事業への助成など、生活対策、少子・高齢化対策、市民の安全対策に係る事業について実施をいたしたところであります。

次に、20年度2次補正予算による地域活性化生活対策臨時交付金事業についてであります。本市への交付額は約3億7,500万円となりました。その用途が「地域活性化に資する社会資本の整備」とされており、本市としても、経済対策の趣旨を踏まえて、多くの事業者がかかわることができ、広く雇用確保に結びつく事業、あるいは今後予定をしていた事業の中で起債などの財源確保が難しい事業などを中心に事業を選択し、サンライズホール改修事業のほか、市内全小学校の教育用コンピューターの整備、多世代スポーツセンターの改修、バス待合所の整備、消火栓整備など31事業、総事業費約4億5,800万円の事業を計画いたしましたところであります。

これらの事業につきましては、緊急の経済対策との観点から、2月10日に補正予算の議決をいただいた後、順次発注をし、詳細な調査や地域住民との協議が必要なバス待合所整備など4事業を除いては既に発注を終え、発注に際しましても、事業の分割発注であるとか、対象者、業者を全社指名するなど、より多くの業者が受注機会が得られるよう努めたところであります。

また、現下の雇用情勢や商業、建設業などの置かれている情勢を踏まえ、市臨時職員の短期雇用、3年間の住宅リフォーム助成、地域振興券発行助成、サフォークスタンプ助成事業にも市独自の施策として取り組んだところであります。

次に、平成21年度1次補正予算による地域活性化経済危機対策臨時交付金についてであります。本市への交付額は約4億1,300万円と試算されておりますが、今回の実施計画の策定に当たりましては、国の交付金創設の趣旨を踏まえて、1点目としては、市内のより多くの中小企業者に発注が行き渡ること、2点目には、子供からお年寄りまで、より多くの市民が事業の恩恵が受けられること、3点目は、これまでの地域要望、あるいは施設利用者の要望などに極力こたえていくこと、4点目は、起債や他の補助金なども活用し、より多くの事業量の確保に努めること、更に5点目としては、今後の財政負担を軽減し、柔軟な財政構造の構築を目指すこと、こういったことを主眼に計画を策定いたしましたところであります。

その結果、教育環境の充実、地域医療、市民の安全の確保、少子・高齢化対策、環境対策などの10の分野で47事業を計画いたしましたところであります。

また、今回の経済対策においては、国の政策に伴って実施をする公共事業費の地方負担分を軽減する地域活性化公共投資臨時交付金が創設され、全国ベースで1兆3,800億円の措置となり、各自治体の実施事業費に応じて交付額が決定されるものであります。本市におきましては、学校耐震化事業のほか、土別中学校、土別南中学校に太陽光発電施設を整備する学校地球温暖化対策事業、更に地域情報通信基盤整備交付金を活用し、上土別大和地区、朝日町北線地区、登和里地区、岩尾内キャンプ場における携帯電話不感エリア解消事業を計画したところであります。これらを合わせた総事業費は約13億5,000万円となりました。経済対策による臨時交付金、各省庁の補助金などを活用し、実質的な市の持ち出しは約7,900万円と計画をいたしましたところであります。

次に、今回の経済危機対策を計画するに当たって、雇用対策であるとか、あるいは市有林の間伐事業についてどのように検討したのかというお尋ねがございました。

お話にありましたように、雇用対策は全国的に大きな問題となっており、国は20年度第2次補正予算で都道府県に過去最大規模となる4,000億円の基金を創設し、これを受けて、北海道においては緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別交付金事業を実施したところであります。本市におきましても、公共牧野の草刈り、市道の雑木伐採、側溝清掃、図書館資料整備のほか、民間委託による雇用創出事業として約1,070万円を3月定例会で補正措置をいたしましたところであります。

しかしながら、依然として雇用不安は引き続いていることから、国は21年度補正予算で3,000億円の緊急雇用創出事業の基金を拡充し、これを受けて、北海道でも今定例会で96億円を追加する予定となっているほか、雇用調整助成金の拡充、再就職支援など、総額2兆5,000億円の雇用対策が講じられたところであります。私も雇用対策の重要性は十分認識をいたしておりますので、国、道の制度が明らかになり次第、積極的に検討いたす考えにありますし、今回の経済危機対策では、まずは雇い主となる事業者幅広く仕事が行き渡るよう配慮をいたしましたところであります。

また、間伐事業につきましては、国の掲げる森林・林業の再生の重要施策の一つであります。

今回の経済危機対策においても、森林整備加速化林業再生基金事業が都道府県への基金事業として拡充されたところであり、森林は裸地に比べ、その保水能力は3倍、土砂流出の防止効果は150倍とされるなど、水をはぐくみ、国土を保全するといった機能のほか、国民の安らぎ、憩いの場としても大きな公益的機能を有するものであります。更に、近年は地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素の吸収能力の高さから、その整備は重要施策として位置づけられ、林野庁におきましても、平成19年度から24年度の6年間で毎年55万ヘクタールの間伐を目標とした美しい森林づくり推進国民運動を展開いたしているところであり、

こうしたことから、本市におきましても、計画的に事業を進めているほか、さきの経済対策で作業道の整備、枝打ち作業に約1,900万円の予算措置を講じましたが、21年度当初予算では道補助による森林環境保全整備事業で既に昨年の2倍以上となる4,100万円の事業費を確保したところであり、間伐事業の追加につきましては、雇用確保の面からも重要施策と考えておりますが、専門的技術を有する林業作業員や特殊機械を有する企業でなければ請負できないといったこともありますので、制度の詳細が明らかになり次第、道や関係団体と協議し、検討いたしてまいりたいと考えております。

次に、経済対策実施による市内経済への影響はどうだったのかというお尋ねであります。

21年度の公共工事の発注額につきましては、20年度の補正予算による多寄小学校改築事業及びゼロ市債事業を加え、20億4,000万円を予定いたしておりましたが、今回、21年度補正予算による工事発注予定額約9億6,000万円を加えますと約30億円となり、昨年度発注事業を7億円程度上回る発注となるほか、備品、家具、図書類につきましては約2億8,000万円の発注となるものであります。

日銀札幌支店による6月の金融経済概況では、2006年10月以来2年8カ月ぶりに景気判断を上方修正し、公共投資におきましても、これまでの補正予算の押し上げにより、「持ち直しの兆し」から「持ち直し」に修正されたところであります。

本市の例年の12月から3月期の入札の状況で申し上げますと、平成18年度は入札件数7件、発注額約1億2,000万円、19年度は12件、9,400万円でありましたが、20年度はゼロ市債事業も含めて入札件数51件、発注額は約6億7,300万円となり、加えて住宅リフォーム助成事業につきましても、5月末現在、工事費ベースで約1億300万円となり、こうした状況からも、市内経済全体に大きく寄与しているものと考えております。

また、私も直接、業者の方から、資金繰りの厳しくなる時期に仕事ができて大変助かったと、あるいはまた、仕事が入ったので、いつもより早く人手を確保したといった声も時々耳にしておりますので、ハローワークの土別管内の4月の新規求人数にあっても、過去3年間の平均を50名上回る125名となっており、雇用の面でも一定の経済効果はあったと考えておりますが、今回の対策によって更に経済効果を押し上げるように、これまで同様に地元の多くの事業者がかかわることができ、かつ早期の発注に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民の声をどのように聞いたのかというお尋ねがございました。

これらの経済対策の実施に当たりましては、説明会、あるいは要望を聞くといった場は特に設けなかったところでありますが、これまで行われてきた市長と語る会、あるいはふれあいトークなどでの御意見や、あるいは毎年行われる各自治会からの要請事項、あるいは普段から市の施設を利用している各種団体や個人の方々から寄せられていた御意見も十分これらを日ごろ集約しておりますので、これまで財政的な事情から実施に至らなかった事業につきましても、市内への経済効果も考慮する中で、可能な限り取り組んだところであります。去る6月4日に行われた土別市振興審議会におきましても御意見をいただき、取り入れたところであります。

また、市民への生活支援となりますソフトな事業の取り組みにつきましても、御質問がございました。

仮に国保税の減額、あるいは医療費負担の軽減などに取り組むとなると、生活負担が軽くなることによって、最終的には消費が拡大するとの見方もできるわけではありますが、これを制度化するということになりますと、今後の市財政負担への影響も非常に大きいわけでもございます。先ほど申し上げましたが、私は、今回の経済対策は、まずは市内の幅広い分野の業種の方々に直接事業が行き渡るように実施をすることにより、利益を生み、ひいては体力をつけ、そのことによって雇用が生まれ、市内全体の経済を活性化させていただけるものと、そのように考えております。

ただ、議員がお話にありましたように、今の市民生活というのは、本当に長引く景気の低迷、実感なき経済回復、石油製品・資材高騰、そして今回の世界同時不況と、まさに疲弊し切っている状況など認識をいたしており、まずは今回措置するこれらの経済対策を実施の上、更なる市民生活等々の対応につきましては、十分意を配してまいらなければならないものと考えておりますことを御理解をいただきまして、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、経済対策に係るお尋ねのうち、本市の総合計画、財政健全化計画とのかかわり、学校耐震、携帯電話不感エリアの解消並びに指定管理施設の充実についてお答えいたします。

まず、今回の経済対策に係るスケジュール的なこととなりますけれども、当初は6月12日、国の集約予定とされておりましたので、5月28日に議員協議会での説明会を計画させていただきました。その後、道のほうから集約を5月29日ということで通知があったところであります。また、再度その後、通知がありまして、現在、この集約については、道の段階が6月17日まで、国の1次集約が6月30日までということで変更になっている状況でございます。

従来の経済対策は、国の各省庁が所管する補助金を追加し、市町村がそのメニューに沿った事業でなければ経済対策を実施できないといった、ある意味では国の政策誘導的な一面や公共工事量の確保のみが強調される面もあったところであります。しかし、今回の対策は、市町村の人口規模、財政規模などに応じて交付額が決定され、市町村の裁量で事業を計画できることから、真に必要な事業に取り組むことができるわけではありますが、本市においては、まちづく

りの基本である総合計画との整合性、あるいは今後の財政運営を考慮しながら、慎重に対応を図ったところであります。

そこで、これら経済対策事業のうち、総合計画の前倒しとして実施または計画している主な事業といたしましては、桜丘荘特定施設整備、サンライズホール大規模改修、小学校教育用コンピュータの整備、多世代スポーツ交流館改修、三望台シャンツェ改修、消火栓整備、学校耐震化、市道整備など、総事業費で9億8,000万円程度となるものであります。

また、これらの事業に伴う将来的な財政負担の軽減であります。総合計画の上では大型事業については地方債や備荒資金の活用を予定していた事業もあり、これに交付金を充てることにより、将来的な公債費の償還で年間3,000万円程度の負担軽減になるものと見込んでおります。更に、公共施設の屋根塗装、内部改修、備品整備など、総合計画に掲載していない事業にあって、将来的にはやらなければならない事業についても、市内経済の回復に幅広い効果が得られるよう積極的に実施したところでありますので、今後の維持補修費などについては軽減が図られるものと考えております。

次に、学校耐震化についてであります。

今回の経済危機対策における文部科学省の主要施策の一つであるスクールニューディール構想に学校耐震化の早期推進が掲げられ、全小・中学校約12万7,000棟のうち、昭和56年以前の旧耐震基準で建設され、耐震診断の結果、基準を満たしていない学校、あるいは耐震診断未実施の学校4万8,000棟のうち、8,300棟分の改修費が予算づけされたところであります。

本市の総合計画におきましては、平成22年度から順次耐震診断を行い、その結果をもとに改修を実施する予定でありましたが、今回の経済危機対策により取り組むことが可能となれば、文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金事業による交付金のほか、公共事業の実施に伴う地方負担が大幅に軽減される地域活性化公共投資臨時交付金が交付されることになり、交付税での補てん措置のある補正予算債をあわせて活用することにより、財政的に非常に有利と判断をいたし、56年以前に建設した学校のうち、西小学校、南小学校、上士別中学校、温根別中学校の耐震改修を計画したところであります。

ただ、耐震診断がいずれも未実施でありますので、どの程度の耐震補強が必要なかが明確ではなく、現段階では国の積算基準1平方メートル当たり2万8,500円での事業計画でありまして、震度6強を超える地震に耐えられる改築を目指すものであります。耐震工事の実施は、耐震診断、実施設計などが終了後の22年度に予算を繰り越して実施したいと考えております。

また、上士別小学校、武徳小学校、下士別小学校、中士別小学校、朝日中学校、温根別小学校体育館につきましては、経済危機対策臨時交付金を活用し、本年度に耐震診断を実施する予定であり、このことによって、旧耐震基準によって建設されているすべての小・中学校施設において耐震診断が終了することになりますが、その結果に基づき、補強工事等が必要となった場合は、優先度等を見きわめ、工事の実施時期を検討いたす考えであります。

次に、学校等への太陽光発電施設整備についてであります。

今回の国の補正予算では、低炭素革命の施策の一つとして、公共施設の太陽光発電施設整備が掲げられ、特に公立小・中学校への導入にあっては、幼い時期から環境に対する意識を醸成し、地球環境の健全な保全に資するため、早期に現在の10倍となる1万2,000校への設置を目標としたところであり、文部科学省による補助のほか、地域活性化公共投資臨時交付金、補正予算債の措置により、ほぼ自治体の建設費負担がない中で設置できるものであります。

本市では、個人住宅への太陽光発電の設置がまだ進んでおらず、市民の意識を醸成するためにも、経済危機対策交付金による環境対策事業として、個人住宅の設置の助成のほか、サンライズホール、コスモス苑への設置に2,500万円を予定いたしたほか、市内の大規模校である土別中学校、南中学校に設置することとし、3,000万円の事業費を見込んだところであります。

中学校に設置いたしますのは、発電容量で10キロワット程度と考えておりますが、両中学校の年間の使用電力が約13万キロワット・アワー、その約8%に相当する1万キロワット・アワーを太陽光発電で賄えるもので、年間約30万円の電気代が削減されると推計いたしており、単純に申し上げますと、50年ということになりますけれども、一般家庭の事例では15年程度と試算されております。また、土別南中学校を例に申し上げますと、冬期間、最大40万円ほどの電気料金が夏休み期間中は25万円程度と大きく差がありますが、発電量が使用量を上回った場合には売電することも可能となるところであります。

これまでは、北海道地方の発電量については、雪に対する心配がなされておりましたが、旭川地方の発電量は新潟、金沢を上回り、ほぼ東京と同じというデータが示されたほか、技術の向上によって着雪などの影響もほとんどなくなったところであり、10キロワットのシステムを導入した場合、二酸化炭素の排出量の抑制は年間約3トン、原油削減量は約2トンと試算され、環境対策として非常に有効な施策と考えたところでもあります。

また、一般家庭及びその他の公共施設の耐震化については、耐震改修促進法により、平成27年までの耐震化が目標とされておりまして、本市でも現在、計画策定をいたしており、診断結果に基づき、順次耐震化を進めていく計画にあります。

次に、携帯電話の不感エリアの解消についてであります。

本市の住民が居住する地区で携帯電話の通じない地区としては、上士別大和、朝日町北線、登和里、南朝日、三栄、茂志利地区があり、また、温根別の一部は1社の携帯しか通じないことから、これまでその解消をNTTドコモを初めとする事業者に要請を続けてきたところでありますが、費用対効果の面から実現していない状況にあります。

今回の経済対策では、携帯電話不感エリアの解消加速の施策が講じられ、1平方キロメートル当たりの夜間人口が11名以上の地域について解消が進められるものであります。

その内容は、携帯事業者が電波を中継する基地局を整備し、自治体が電柱などに電送路を整備する費用に対し、国が地域情報通信基盤整備推進交付金により3分の1を負担し、更に残りの3分の2についても地域活性化公共投資臨時交付金が活用でき、実質的な市町村負担がほとんどなく、本市としても財政的に非常に有利であることから、今回の経済対策で上士別地区と

朝日の北線、登和里地区の解消に取り組むこととしたものであります。

更に、住民の居住地区ではありませんが、岩尾内キャンプ場につきましては、夏は多くの観光客が訪れることから、北海道総合通信局及び携帯事業者にもその状況を十分に説明する中で、協議した結果、実施が可能となったところであり、本定例会最終日に伝送路整備などの事業費約1億1,500万円について補正予算の提案をいたす予定にあり、事業年度については22年3月完了予定となっております。

また、携帯電話不感エリアとして残る南朝日、三栄、茂志利地区につきましては、今後とも事業者強く要望を続けてまいりたいと考えております。

次に、水難救助ボートの整備についてであります。

経済危機対策事業にかかわって、市民安全の確保の観点から整備を予定いたしましたところですが、お尋ねのこれまでの出勤状況は、平成3年以降に近隣の町への応援も含め、10件の出勤があり、入水者、家出、行方不明者の捜索が6件、事故によるものが3件、水害による救出要請が1件であります。近年は治水事業なども進んだことから、大きな水害なども減ってはおりますが、現在、土別消防署で所有しているものは昭和62年購入のため、老朽化しており、この際、更新を図ろうとするものであります。

次に、指定管理施設の充実についてであります。

本市では現在、11の施設を指定管理者に委託することにより運営をいたしておりますが、総合福祉センターのように指定管理料だけで運営する施設、翠月などのように利用料金のみで運営する施設、羊と雲の丘観光施設を初め、指定管理料と利用料金を併用する施設があります。

一般的に、利用料金制では、利用料金を指定管理者の収入とし、利用料金収入が増加するほど指定管理者の収入増につながるため、経費節減とあわせることで指定管理者の経営努力が反映されやすく、指定管理者が施設の利便性を高める等の目的で、その施設に対し、みずからの創意工夫やノウハウを生かした形での施設の管理運営が可能とされています。

一方、指定管理料だけの施設、指定管理料と利用料の併用で運営している施設においては、自治体からの指定管理料が収入として保障される反面、年度末精算、利益戻入方式が採用されると、指定管理者の自助努力による利益の確保は難しいものがあり、経営の効率化を図った結果、次年度の指定管理料が減額になると、管理者としての経営努力を阻害する要因となり、効率化やサービスの向上に影響するとも言われております。

本市の指定管理施設では、基本的には、収入に対する一定の範囲の営業利益は指定管理者の収入として認めておりますが、何らかの事情により、事業が未執行になるなどの特殊要因があった場合には、精算、あるいは翌年度の管理費で調整をいたしております。

そこで、斉藤議員からお話のありました管理者が営業利益を基金等で積み立て、需要変動リスクなどに備えるほか、必要な備品、什器の更新などに利用するという手法についてであります。

公の施設の管理・運営形態の多様化が進んでいる現状や、体験交流工房や今議会最終日に提

案を予定していますめん羊工芸館のように、協議会や研究会など、市民によるまちづくり団体等に委託することで、市民が自主的に行政サービスに参加できるなど、協働のまちづくりの意識醸成につながる一面もあり、指定管理者がみずからの判断で住民ニーズに柔軟かつ素早く対応するためには、有効な手法の一つになるものと考えております。利益を生じた際の税制上の課題も想定されるところであります。現在、市と指定管理者の協定により定めている管理運営上のリスク負担などの見直しも含め、前向きに検討をいたしてまいりたいと存じます。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 市立土別図書館及び学校図書の整備にかかわる御質問につきまして、私からお答えいたします。

まず、図書館の図書資料の整備についてであります。図書購入に当たっては、利用者の要望や利用状況等を調査の上、毎年雑誌を含め約4,000冊を購入し、その整備を図っているところであります。図書資料としての整備や拡充が必要な分野、また破損などにより今後の利用が難しい図書などを整備し、より一層の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

購入予定図書の内訳であります。高齢者や通常の図書の活字が読みづらい方への大活字図書を200冊、自分の家系を調べる利用者が増えてきていることから、地誌、地名参考図書を50冊、観光などを目的とした各地域の案内書を求める利用者の増加から、観光案内、道路地図を80冊、図書館はもとより学校や保育園、幼稚園などで読み聞かせに幅広く利用されている大型絵本を20冊、小学校の調べ学習に対応した図書や中学生における学習参考図書、教科辞典を整備し、各学校での調べ学習への支援充実を図ることを目的とした調べ学習用図書を200冊、更には、近年、中高生の貸し出し利用が減少し、その年代向けの図書の充実に向け、ヤングアダルト図書を300冊、児童図書にあっては破損や汚損などにより更新が必要な絵本、児童文学2,000冊、これら合わせて2,850冊を購入する計画といたしております。

また、市立図書館と朝日公民館図書室の蔵書データのシステム統合についてであります。利用者の一層の利便性を確保するため、本年度において双方で蔵書しているデータを一元化し、図書館のホームページ上や利用者の端末機からでも蔵書状況などの情報が検索でき、図書の選択や予約が簡単にできるよう、その整備を図ることとしておりまして、明年4月からの稼働を予定しているところであります。

なお、各学校において、児童・生徒等が図書館に直接アクセスし、同様なサービスが受けられる情報環境の整備につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

次に、不明本の実態とその改善の方策についてのお尋ねがありました。

不明本の把握につきましては、毎年8月下旬から9月上旬に蔵書の点検を実施し、不明本や分類ごとに配架されているかなど、棚違いの確認作業を行っております。平成19年度では144冊、20年度では163冊の不明本の存在が確認されております。

この改善策といたしましては、貸し出し処理をせずに図書を持ち出そうとした場合、出口で

ブザーが鳴るブックゲートの設置が考えられまして、図書館を現在の生涯学習情報センターに改築移転する際、その導入について検討いたしました。既にブックゲートを設置している旭川市などの図書館の状況を調査いたしましたところ、高額な設置経費がかかる割には、不明本の根本的な解消には結びついていないという実態が明らかとなったため、設置いたさなかったものであります。このようなことから、現在実施しております対策といたしましては、職員による館内巡回の強化及び不明本になる図書の傾向を検証しながら、配架場所の変更などに取り組み、その改善に当たっているところであります。

次に、図書貸し出しに係る学校との連携についてであります。現在、図書館で取り組んでおります内容は、まず移動図書館車で毎月1回の市内小・中学校への巡回貸し出しであります。その実績は、昨年度で団体貸し出しを含めると9,921冊となっております。また、出前読み聞かせにつきましては、ボランティア団体の読み聞かせ鳩の会との共催で、上士別小学校、糸魚学校及び下士別小学校で実施しているほか、学校との連携モデル事業として、昨年9月から士別西小学校において団体貸し出しや図書コーナーの設置、読み聞かせ会並びに読み聞かせのためのアドバイスをを行っているところであります。

本年2月には、士別小学校、士別南小学校、士別西小学校の3校において、1日体験入学での情報提供として、新入学児童の保護者向けに図書館が作成したブックリストと図書館利用案内の配布と展示を行い、本の選び方などのアドバイスをいたしましたところであります。

学校への図書貸し出しにつきましては、本の選定等について学校と事前に協議を行った上で、学校単位やクラス単位での貸し出しを行っておりまして、昨年度の実績では2,559冊の貸し出しとなっております。

また、学校へのレファレンスサービスにつきましては、学校図書の所蔵状況を調査しての貸し出しを行うとともに、学校が希望する図書を購入するなど、可能な限りその要望に対応しているところでございます。職場体験学習や総合的な学習の時間につきましても、昨年度は106人の児童・生徒を受け入れし、図書館への理解を深めていただいているところでもあります。

次に、図書等の整備に当たっての学校との協議についてであります。毎年4月に開催しております学校図書室担当者会議において、読書感想文コンクールの審査や図書館の利活用の促進に向けた協議や情報交換を行い、学校での学習テーマに沿った図書資料の整備や団体貸し出しについて、相互の連携強化を図っているところであります。

次に、学校における図書の整備についてのお尋ねがありました。

子供を取り巻く読書環境の整備として、平成13年に子供の読書活動の推進に関する法律が施行され、国において平成19年度を初年度とする新学校図書館図書整備5カ年計画が策定され、義務教育学校に対し5年間で総額約1,000億円、毎年約200億円を図書整備費として地方財政措置がなされたところであります。このことによって、従来の増加冊数に加え、廃棄される図書を更新するための冊数を整備するために必要な経費を盛り込み、以降5カ年で学校図書館図書標準冊数の達成を目指すこととされております。

こうしたことから、本市においても、このたびの地域活性化経済危機対策臨時交付金の活用により、学校図書を整備を図ることとしたところであります。具体的には、1学級40人当たりの単位費用として小学校では3万7,000円、中学校では7万6,000円に各学校における学級数を掛けて換算したもので、図書整備5カ年計画に基づきまして、本年度及び次年度の2カ年分の目標は1,094万6,000円であります。本年度当初予算に計上しました254万3,000円を差し引いた差額の840万3,000円をこのたびの補正予算として計上させていただく予定であります。

内訳といたしましては、小学校分が398万5,000円、中学校分が441万8,000円であります。個別の21年度の配分額につきましては、主なところのみ申し上げますと、小学校では1学級当たり3万7,000円でございますので、学級数15の土別小学校につきましては55万5,000円、学級数16の土別南小学校につきましては59万2,000円、学級数10の土別西小学校につきましては37万円、学級数が3の中土別小学校、下土別小学校、中多寄小学校につきましてはそれぞれ11万1,000円、中学校につきましては1学級当たり7万6,000円でございますので、学級数が10の土別中学校につきましては78万円、学級数が12の土別南中学校については91万2,000円、学級数がそれぞれ3の温根別中学校、朝日中学校につきましては22万8,000円となっているところでございます。

次に、学校における図書室の利用実態についてであります。児童・生徒がみずから好きな本を読むことはもちろんですが、他方、読書を授業に取り入れることや、中学校においては総合的な学習の時間の中で、職業選択や食育などのジャンルに特化した利用もされているところであります。

そこで、利用の実態であります。授業での利用の場合は一度に20人以上の貸し出しといった例もありますが、昼休み時間の図書室開放などで、おおむね1日に5人ほどの利用があるとのことあります。ちなみに、土別南中学校での4月から5月の図書貸し出し状況では、2カ月で51冊であり、1日平均2冊ほどの実績となっております。また、小学校につきましては、朝読書の日常的な取り組みによって、蔵書数の伸びとあわせて、貸し出し数も増加の傾向にあります。

次に、学校図書館銀行制度についてであります。利用の多い学校に厚く図書購入予算を配分するという趣旨と存じますが、この制度につきましては今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

次に、学校図書館司書教諭の配置についてのお尋ねがありました。

司書教諭の配置につきましては、基本的にはすべての学校に配置することとされておりますが、学級数が11を下回る学校にあっては置かないことができるとされ、本市においては、土別小学校、土別南小学校、土別南中学校の3校に司書教諭が配置されている状況にあります。

申し上げるまでもなく、司書教諭は学校図書を媒体として、児童・生徒の読書指導とあわせ、図書の整備計画を含めた貸し出しなどの管理業務を担うことから、子供たちの読書に親しむ姿勢の育成など、その果たす役割は重要なものがありますだけに、基準以下の学校においても、

図書担当教員の研修の充実を図るとともに、今後においても司書教諭有資格者の配置に意を配してまいりたいと考えております。

最後に、市立図書館と学校との連携強化についてであります。図書館においては、学校の要望を踏まえて移動図書館車の巡回時間帯の調整や訪問回数の増加の検討、更には各種講座の開設など、利用促進と読書普及に努めるとともに、学校にあっては読書率の向上に向け、図書館図書の有効活用を積極的に推進するよう、その環境整備に当たってまいる所存であります。

以上申し上げます、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 昼食を含め、午後 1 時30分まで休憩いたします。

（午後 0 時 0 2 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

17番 山居忠彰議員。

17番（山居忠彰君）（登壇） 平成21年の士別市議会第2回定例会に当たり、通告に従い、一般質問を行いたいと存じます。

最初に、食料・農業・農村政策のあり方についてであります。

まず、田子市市政全般にわたっての自己総括、及び特に農政執行面での功罪からお伺いをしてまいります。

田子市長には、平成10年5月から今日までの実に長い間、私たちのふるさと士別市の牽引者として、強力なリーダーシップを発揮なされてこられました。この間、開基100年記念式典挙行、豪州ゴールバーン市との姉妹都市提携調印や愛知県三好町との友好都市提携調印、天塩川清流苑、生涯学習センター、河川防災ステーションのオープン、市制施行50周年、朝日町との合併による新士別市の誕生、道央道士別剣淵インターチェンジ開通、統合による士別翔雲高校の開校、士別中学校の改築や糸魚小学校の新築など、枚挙にいとまがないほど、大きな足跡を残してこられました。これまでの御功績に心からの敬意と感謝を表したいと存じます。

また、このほど、永年勤続功労者表彰を受けられたとのことで、まことにおめでとうございます。

しかしながら、一方で、この間の世界情勢は、忍びよる地球規模での温暖化や局地紛争にエネルギーや食料の危機が一層暗い影を落とし、空前の好景気も瞬く間に百年に一度の世界同時金融収縮に覆われてしまいました。国内でも、外需頼み経済の減速と円高によって、企業倒産やリストラが続出し、景気低迷トンネルの出口がさっぱり見えません。本市においても、市長の言葉をかりれば、地方分権とは名ばかりの嵐の中に立つ地方自治の状況の中で、行財政改革や病院改革、庁内改革や職員の意識改革など、次々に直面する課題に勇気、決断、実行をモッ

トーに猪突猛進してきた田苅子市長でしたが、常に目標を高く、大胆に展望を切り開く姿勢をとり続けることはもちろん多くの困難を伴ってきたに違いありません。優柔不断に陥り、独断専行になりがちなところですが、熟慮断行を積み重ねてきたのはお見事であります。やはり先達は、あらまほしきものなり、理想的でございます。

そこで、田苅子市政全般にわたっての総括でございますが、今後、より客観的で精度の高い正しい市長の評価は後世の方々にゆだねるとして、今は市長御自身が率直に自覚なされた、また市長を経験した者でなければ語れない点についてお尋ねいたしたいと存じます。

総合計画にも記された「地域力」をキーワードに、協働、行財政、保健、医療、福祉、産業、雇用、観光、防災、社会インフラ、教育などのガバナンスにおいて、次の市長がどなたに決まろうが、ぜひとも継続発展させてほしいものとか、できれば改善や抜本的に見直しを進めてほしいもの、終始一貫して頑固一徹に貫いたもの、そして崇高な理想と厳しい現実の落差など、市長が勇退を御決意なされたときの明鏡止水の心境で、虚心坦懐に述懐いただければと存じます。

更に、とりわけ農業が本市の基幹産業であるとの位置づけから、国が推し進めた構造改革、選別農政の荒波をいかに乗り越え、農家戸数の減少や農協合併が急速に進む中で、同時進行した高齢化、担い手不足、農村の疲弊などをもろともせず、たくましく創造性に富み、活気がみなぎる農業基盤づくりを強力に推進してきたかについても、この際お伺いをいたしておきたいと存じます。

次に、今年の農業白書をどう読み取ったかについてお聞きいたしたいと存じます。

事故米の不正転用、労組による闇専従、米麦調査での虚偽データ報告、所管法人の決算書偽装の見過ごしなど、不祥事の総合商社と化した農水省ですが、謝罪と信頼回復に向けた決意から始まる今年の農業白書を見る限りでは、水田をフル活用して、自給力、自給率を高めるとの強いメッセージが伝わってきます。先進国で最低水準の食料自給率の中、輸入の途絶など、食料自給の逼迫に対する懸念は、依然として晴れてはいないということであります。

しかしながら、減反や転作や過剰米対策まで万全に実施する本道に対し、なぜ道外では政策の遵守がなされないのか。また、ミニマムアクセス米や国家備蓄水準を今後どうするのか、農家の所得保障が制度化できるのかなど、これらの点で踏み込みが欠けていると言わざるを得ません。米粉用米や飼料米作付推進など、全国一律の対策では極めて無理があり、現場では通用しないのです。地域の実情に応じて、きめ細やかに対応することこそ重要ではないでしょうか。

そして、今また農水省OBの天下り枠新設疑惑が出てまいりました。「季下に冠を正さず」という緊張感もなく、これでは国民目線の改革もその本気度が問われることになるであります。田苅子市長は、今年の農業白書を本市農業発展につなげるという視点から、どう読み取ったのか、ぜひともお伺いをいたしたいと存じます。

次に、国の農政改革の検討方向に基づく、新たな食料・農業・農村基本計画の策定や水田・畑作経営所得安定対策の見直しの動きをどう見るかについてお尋ねいたします。

政府は、1月27日、総理を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部を設置して、その下に農政改革関係閣僚会合と特命チームを発足させました。4月17日の農政改革の検討方向では、基本的考え方と9つの検討項目が提示されました。中でも、大きな議論になったのが生産調整と農家の所得確保のあり方でありました。最近の15年間で販売農家が3分の2に激減する中、農業所得、農業純生産も半減し、体質強化の必要性が今さらながら強調されているのです。

J A北海道は、北海道農業潜在生産能力のフル発揮、地域の生産力の向上と食料安定供給への更なる貢献との考えで、組織討議を行いました。新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた対策は、18団体で構成する北海道農業農村確立連絡会議でオール北海道の意見として、現在、鋭意集約中でもあります。

一方、水田・畑作経営所得安定対策の見直しについては、骨太の方針2009に反映させ、改定後に来年度予算概算要求に盛り込むとのことでしたが、現在はすべて先送り状態でございます。この夏に予定をされている課題や論点の中間的整理や来年度予算概算要求に向け、本市も庁内論議をしているのでしょうか。固定払い、緑ゲタの基準期間や単価、成績払い、黄ゲタの単価、先進的小麦生産等支援事業への手当、小麦のゲタ不足、甜菜の減量等対策、自給率向上との関連、担い手経営革新促進事業の継続、生産資材価格の高騰などコスト変動に対応し得る制度の検討、作物ごとの需給調整対策などの総合的な畑作物支援策などに対して、現場からさまざまな声が上がっているのですが、田子市長の御見解をお伺いしたいと存じます。

次に、米減反政策の是非と水田フル活用、このもろ刃の剣をどう考えるかについてお聞きしたいと存じます。

米生産調整の廃止や選択制の導入にかかわる考え方には、余りにも多くの問題点や課題があり過ぎて、政府・与党内部でも意見が分かれています。廃止は実質的に市場原理にゆだねる手法で、従来 of 国の責務を完全に放棄するものであります。我が国の食料主権が大幅に後退するとともに、国家貿易から自由貿易体制への移行やM A米の民間流通化の問題が生じ、系統農協とて生産調整を担うことは事実上困難であります。米は自由販売となり、安売り乱売や買いたたきの恒常化と在庫発生などで、生産者や生産地の格差拡大とモラルハザードが予測されます。

一方、選択制の導入でも、需給均衡が図れず、低米価が恒常化するとともに、参加者と非参加者とが対立し、産地間競争も激化するでしょう。選択制導入の理由の一つに財政負担が指摘されており、財政削減論の矢面に立たされ、結局廃止が求められる可能性もぬぐい去ることができません。田子市長は、この財政のプレーキ、減反廃止または選択制と、アクセル、水田フル活用の二律背反とも言うべきもろ刃の剣をどうお考えでしょうか、お聞かせください。

この項の最後に、改正農地法の普及や耕作放棄地の解消、担い手への農地集積にどう取り組むかについてお尋ねしたいと存じます。

昨年から今年にかけ、大きく注目された農地法の一部改正が、修正案の形で5月8日、衆議院の本会議で可決されました。国会の会期延長もあり、現在、参議院での審議が進められていますが、間もなく成立の見込みでございます。

農地は、国民に食料を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとって極めて重要な経営基盤でもあります。しかも、国土環境保全など、多くの多面的機能を発揮する重要な基礎的資源でもあるのです。しかし、農地法改正案の目的の見直しにおいては、耕作者主義の変更、所有から利用に主眼が置かれ、多面的機能に対する役割や家族経営の持続的発展に対する視点が等閑視されていました。

修正案では、耕作者の文言が復活し、所有の役割が明文化されました。多様な農業への取り組みや地域資源としての農地に対する配慮も新たに求めています。また、一般法人、個人に許可の要件が追加され、無秩序な参入や地域の調和に悪影響を与えないよう、一定の歯どめがかかったのです。そして、農業委員会の組織と運営の強化に加え、勧告と許可の取り消し規定や市町村長による関与規定も追加されました。

そこで、このことを踏まえて、田辺子市長は改正農地法の普及や耕作放棄地の解消、担い手への農地集積にどう取り組むべきとお考えでしょうか、御見解をお伺いしたいと存じます。

また、この際、農業委員会の松川会長にもお尋ねしたいと存じます。

優良農地の確保を担う農地の番人である農業委員会の会長全国大会が5月28日に東京で開催され、農地法の改正によって、農地の監視や権利調整などで役割が大きくなる農業委員会への財政支援と体制整備を求める決議を採択いたしました。農地法改正に当たって、全国農業会議所、都道府県農業会議、市町村農業委員会などの意見集約はどのように進められたのか。細部に相違はなかったのか。そして、やはり決定を見た以上、改正農地法の一般農家への普及方法や耕作放棄地の解消を目指す管理システム、担い手への農地集積に向けた基本台帳の法定化など、具体的な方策を既に検討し始めておられるのでしょうか。旧朝日町農業委員会との融和や調和の状況、あわせて今後の方針など、述べられる範囲で結構ですでお話をいただきたいと存じます。

大きなくりの2番目として、政府の追加経済対策について、本市にとってどこまで追い風になるのか、お聞かせいただきたいと存じます。

まず、昨年来の百年に一度の不況が本市経済に及ぼした影響の推定試算は、どの程度のものなのかお尋ねいたします。

昨年9月、アメリカの大手証券会社リーマンブラザーズを破綻に追い込んだ金融危機はその後も深刻さを増し、世界規模の株価暴落と景気悪化を引き起こしました。金融危機の直接的な原因は住宅バブルの崩壊とそれに伴うサブプライムローンの焦げつきですが、金融資本主義の暴走が招いた通貨の墮落はとどまるところを知らず、世界は大恐慌の一步手前で立ちすくんでいるかにも見えます。金融サミットでは、経済の安定化に向け、あらゆる追加措置を検討する姿勢を打ち出したものの、市場の動乱と实体经济の落ち込みには歯どめがかかってはいけません。混迷の時代がしばらく続くことは避けられそうにもありません。米国のGMやAIG、日本でもトヨタ、日産、ソニー、パナソニックなど、名立たる製造業が大揺れであります。

北海道、とりわけ道北の士別市での景気後退の状況はどうなんでしょうか。もともと、好景

気のときでも本市への影響は限定的だったので、不況になった今もそう大きな変化がないとの見方も一部にございますが、市では統計データ的に本市経済に及ぼした影響をどの程度と推定し、試算をしているのでしょうか、お教えいただきたいと存じます。

次に、昨年度の国の二度にわたる補正に対する本市にとっての評価と効果についてお尋ねをいたしたいと存じます。

昨年秋には、世界の金融危機の影響も「日本へは蚊に刺された程度」と、たかをくくっていた麻生内閣でしたが、その後、政局より政策とのことで、補正予算の成立に全力を傾注し始めました。首相は「金融危機は尋常ならざる速さで実体経済に影響を与えているが、的確に対応することで被害を最小限に抑えることは可能だ。先進国で最も早い不況脱出を目指す」と強調してきましたが、昨年度の国の二度にわたる補正予算に対する本市にとっての評価と効果は、どのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

次に、今年度の追加経済対策は、本市にとってどこまで利活用可能かという点についてお伺いをいたしたいと存じます。

5月29日、今年度の第1次補正予算追加経済対策が成立いたしました。日本経済の底割れを回避するために、総額56兆円、真水で14兆円の特需とか起爆剤と言われる史上空前の補正予算ではありますが、10兆円に上る新規国債発行で09年度の累計は44兆円を超え、過去最大となり、国債発行額が税収を上回る公算が大きくなりました。大型増税の足音も近づいてきます。

しかし、今回の追加対策では、エコカーや省エネ家電の購入支援、住宅資金にかかわる贈与税の減免、公共事業の前倒し執行、地域活性化公共投資臨時交付金、雇用対策としての緊急人材育成就職支援基金、信用保証協会を通じた企業の資金繰り支援、子育て応援手当など盛りだくさんで、国民の期待が大きいのも事実でございます。

そこで、改めて、今回の追加経済対策は本市にとっていかほどの好影響、追い風になるのか、またどこまで利活用が可能なのか、お伺いをいたしておきたいと存じます。同時に、市民要望の公開募集のようなものはありませんので、役所基準ではなく、市民目線での賢い使い方、ワイズスペンディングになっているのかもお聞きしておきたいと存じます。

次に、今回は農林水産関係補正予算も大盤振る舞いですが、真に本市農業振興、強い農業づくりの後押しに役立つものはどのくらいあるのかもお尋ねをしておきたいと存じます。

農林水産関係の当初予算2兆6,500億円の約4割に匹敵する1兆302億円を計上した追加対策は、構造改革を推し進めてきた自民党農政の歴史的転換にも見えますが、一過性のカンフル剤的な色彩が濃く、単年度限りの選挙対策との指摘もされてございます。農地集積、水田フル活用、地産地消、自給率向上、最新農機導入、耕作放棄地解消、新規就農、自然エネルギー、繁殖牛導入、施設整備などが目玉ですが、既に今年の作付が終了した段階で示されても、取り組みは難しいとの声も聞こえます。どんなに魅力的な看板対策も、その大半が未消化になりかねません。補正予算が実際に生産現場で活用されず、ほとんど国庫に返すだけの見せ金で終わるとの指摘もございます。真に農業再生につなげるため、農業者や関係者に十分周知するとともに

に、弾力的な適用や柔軟な運用が不可欠でありましょう。一時のバブルや見せかけであっては  
いけません。農政の構想力と責任を持ち、農業の将来に対する展望を高いレベルで競ってほし  
いものでございます。本市での検討状況と取り組みについて、しっかりとした考え方をお伺い  
いたしておきたいと存じます。

最後に、本年度当初予算とあわせて、本市農業の将来像をどう描いているかについてお尋ね  
をいたしたいと存じます。

本市の農政は、土別市農業農村活性化条例に基づく基本計画に従って進められており、理念  
や方針では対外的、客観的に高い評価を得ていますが、機動性においては近隣の剣淵、和寒、  
旧朝日などと比較して、肩を並べられないとの批判がつきまってきました。農業者が求める  
ものは、将来を展望できる農政の継続性、持続性にあるのです。今回の1兆円対策の継続性も  
持続性も担保されていない弱点を補うためにも、将来像の明確なデッサンをいま一度お伺いを  
いたしておきたいと存じます。

結びになりますが、田苅子市長への公式な一般質問はこれが最後と思うとき、実に感慨無量  
なものがございますが、市長にはぜひとも記録よりも記憶に残る御答弁を御期待申し上げ、私  
の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 山居議員の御質問にお答えをいたします。

最初に私から、食料・農業・農村政策のあり方に関する質問のうち、田苅子市政全般の総括  
についてお答えを申し上げ、農業白書及び農林水産関係の予算については経済部長から、改正  
農地法については農業委員会から、政府の追加経済対策の本市への影響等につきましては総務  
部長のほうから、それぞれ御答弁を申し上げます。

初めに、私が今日まで取り組んでまいりました市政全般にわたっての自己総括についてお尋  
ねがございました。

私は、平成10年5月に市民の皆様を負託を受け、土別市長という重責を担わせていただきま  
してから、本年9月24日をもってこの3期の任期を満了するわけでございます。まことに感慨  
深いものを覚えております。

また、今、御質問をされました山居議員のそれぞれの御答弁についてであります。その前  
段に、余りにもおいしいごちそうをたくさん並べての御質問でありましたので、どこからはし  
をつけてよいのか、なかなか戸惑いを覚えているわけでございます。

早速答弁に入らせていただきますけれども、市長に就任してから今日まで、市民の皆様とと  
もに、土別市が本来持っている潜在的な力を基本としたまちづくり、そしてサフォークランド  
土別、合宿の里、自動車試験研究のまちや生涯学習のまち、更には水と緑の里を目指し、勇気、  
決断、実行をもって、私は忠実にこの市政の進展に当たってきたつもりであります。

就任当時を顧みますと、バブル経済崩壊の我が国経済は、低成長の時代を歩み、国民が肌  
に感ずる不況感は年々大きく増幅となり、相次ぐ企業の倒産、低調な設備投資や合理化によるリ

ストラ、また中小商工業の経営不振などに悩まされる深刻な時代に入ったときであったわけがあります。また、従来の社会の仕組みや慣行、組織の枠組みさえも根本から見直す「聖域なき構造改革」の名のもとに、いわゆる骨太の方針も示され、さまざまな改革が推し進められると同時に、三位一体改革の推進、地方分権改革の推進、年金の問題、道路公団や郵政公社の民営化など、地方にも影響を与える大きな政策転換期にあったわけでありました。

一方、地方分権という観点からは、地方自治体でも自己責任と自己決定が強く求められる新しい時代へと移行し、また環境対策を初め、少子・高齢化、国際化、高度情報化、科学技術の著しい進展等々、新たな諸課題の対応に迫られる時代背景にもありました。

こうした目まぐるしく変化をし、不透明な時代背景にあって、市政のかじ取りというのは、本当に厳しいものがありましたけれども、市議会を初め、市民の皆様方の温かい御支援と御協力をいただきながら、市政の運営上避けて通ることのできない問題などの正面からこれらに取り組み、おおむね解決の道筋を立てたものと考えております。

また、道路や上下水道、市営住宅など、市民生活に密着する生活関連社会資本の整備や今日的に求められる福祉施策の展開、教育・文化・スポーツの振興、地域経済を支える一定の公共事業の確保など、ほかにも国や道の施策を待たなければ解決が図られないものは別として、一自治体として取り決める施策については積極的に対応するなど、市政の進展に全力でその任に当たってきたところであります。

いま一度、在任期間を振り返りますと、任期中の最大の課題は、何といたっても朝日町との合併であったと思います。平成17年9月1日に士別市と朝日町が合併をし、新生士別市が誕生、平成の合併としては北海道内では4番目、道北では第1号の合併となりましたが、合併協議をめぐり、さまざまな熱き議論が交わされ、ますます厳しく困難な時代になっても、これを乗り切っていく夢と希望を描きながら、地域振興と住民福祉の向上のために、小異を捨てて大同につくとの進取の気概で合併の道を選択したところであります。合併後の融和と一体感の醸成を図りつつ、豊かな市民生活の実現と将来への持続的発展を目指すため、多くの市民の皆様方とともに、まちづくりの基本となる士別市総合計画を策定したところであります。

また、市立病院の健全化も、本市行財政運営のこれまた大きな課題でもあります。本問題解決のために、国が示した公立病院経営改革ガイドラインに基づいて、市立病院経営改革プランを策定するとともに、不良債務については国の制度による公立病院特例債の発行、更には一般会計からの基金を活用した繰入金をもって解消いたしました。このことは本市行財政運営に少なからず影響を与えることになるだけに、改革プランを着実に実行することによって、10年後においても市立病院が地域の基幹病院として存続し、市民の皆様方に安心していただける基盤づくりが何よりも重要であると思っております。

そして、旧士別市時代の平成11年には、ふるさと士別が築かれ、大きな節目の100年を市民の皆様方とともに迎えることができましたことは、大変うれしく思っております。また、これら記念イベントとして実施をしましたスポーツによるまちづくり、全国自治体サミットや世界

のミニ版画展は、いずれも多くの関係者から高い評価をいただきました。

また、国内外の交流も一気に加速をし、オーストラリア、ゴールバーン市との姉妹都市、愛知県三好町との友好都市として提携を調印し、その後、市民レベルでの交流活動が活発化し、友好のきずなは着実に今広がっていることを大変うれしく思っております。

スポーツ合宿におきましては、これまで本市で合宿を行っていた高橋尚子選手や野口みずき選手がオリンピックの女子マラソンで見事金メダルを獲得したことや、世界陸上大阪大会、そして北京オリンピックに向け、ドイツナショナルチームの直前合宿も行われたことによって、合宿の里土別の取り組みが全国に広く発信されたわけであります。また、朝日地区でのスキー合宿や演劇、吹奏楽等の文化団体の合宿も増加するなど、合宿の里の取り組みが着実に実を結んでおります。

次に、サフォークランド土別の取り組みについては、本市の農業応援アドバイザーであります平山秀介氏の御指導をいただきながら、長い時間をかけてサフォークをまちの顔とした運動が官民一体となって進められてきましたが、国の地方の元気再生事業を活用した各種事業の展開を初め、商工会議所の全国展開プロジェクトによるニット製品等の開発研究、更に羊肉をメインとした民間レストランのオープンなど、まさにサフォークによるまちづくりプロジェクトが大きく前進することができました。今後とも羊の増産に努めながら、新たな羊肉料理、加工品の開発と商品化を進め、ぜひとも土別産羊肉のブランド化を図っていただきたいと期待をするものであります。

公共施設の整備につきましては、火葬場、天塩川清流苑を初め、土別中学校や糸魚小学校、多寄小学校等の改築、また河川防災ステーション、サイクリングターミナルや総合体育館の改修、朝日美土里ハイツの増床も実現できましたが、とりわけ財源確保に頭を痛めました給食センターの改築につきましては、私が直接当時の自治省に出向いて、制度の不合理、不備を訴え、国もその実態に理解を示し、完成を見ることができましたことは、まことに感慨深い思い出であります。また、旧西條土別店を活用し、図書館を中心とした生涯学習情報センター「いぶき」としてリニューアルできたことは、大変すばらしいことでありました。ほかに、ラブ土別・バイ土別運動の展開、農・商・工が一体となり取り組んだ産業フェアの開催、商店街における交流の場となるふれあいプラザや、公衆浴場機能を有する「ぷらっと」なども順次開設できました。

また一方では、外部から持ち込まれる困難な問題も多数ありました。国や道、更には民間企業でも、組織や業務の効率化を図るといった観点だけで出先機関の再編・整備が行われ、法務局を初め、保健所や林業指導センター等の閉鎖、更に歴史と伝統を有する高校も統合・再編されるなど、一自治体ではどうにも解決のできない厳しさをこのときほど痛感したものはありません。

なお、懸案の道立総合スポーツセンターの誘致につきましては、本市を中心に上川、留萌、宗谷管内の全市町村及び同管内選出の道議会議員で構成する期成会を立ち上げ、北海道及び道

教委に対して期成会を挙げて要望活動を行ってまいりましたが、しかし、厳しい道の財政状況や道教委が示した広域拠点スポーツ施設の整備促進の基本方針などからして、現時点ではまことに残念ではありますが、誘致は困難と判断せざるを得ない状況にあります。功罪の罪ということになれば、私はこの点だけは本当にまことに残念だったと、そういう気持ちでいっぱいであります。

次に、私のこれまでの農業政策の執行についてであります。本市の農業・農村は、先人たちが開拓のくわをおろして、日々たゆまぬ努力によって幾多の困難を乗り越えて、さまざまな農業情勢の変化にも対応しながら、今日まで営々と引き継がれてまいりました。しかしながら、私が市長に就任した以降も、農業を取り巻く情勢は、異常気象による農業災害や農業者の高齢化による農家戸数の減少、更には米を初めとする農畜産物価格の低迷、そして国際化の著しい進展など、さまざまな厳しい状況に置かれてまいりました。こうした厳しい時代の中にあっても、先人たちの想像を絶するような努力によって引き継がれてきたこの農業・農村を何としても守り抜いて、本市の農業を未来永劫に発展させていくために、私は「北の大地に活力と潤いのある農業・農村」をスローガンに、今日までその推進に当たってまいりました。

そこで、私は、この指針となります土別市農業農村活性化条例とこの条例の目指すべき姿に向けて、農業農村活性化計画を、農業者を初めとして各農業関係団体、消費者団体、商工関係団体等とあらゆる市民階層各層の方々からの直接御意見を伺い、議会の御審議をいただきながら、平成12年に策定し、この計画こそが本市の将来を見据えた農業・農村の確立につながるものと確信し、この着実な推進に努めてまいりました。

そこで、この計画の大きな柱として、冒頭申し上げましたように、近年の地球温暖化による高温多湿などの異常気象を考えますときに、いかに土地基盤の再構築が重要であるかとの認識に立ち、いま一度農業の足元を見つめ直す中で、本計画の最大のテーマとして土づくりに視点を置いたものであります。

この土づくりの推進に当たっては、地域の裁量によって取り組みが行われる中山間地域等直接支払制度を最大限に活用し、健全な土づくりを急ぐことで安定した集落基盤と健全な生産基盤の維持を目標としながら、暗渠排水管の布設や心土破碎などの小規模土地改良事業を初め、堆肥や休閒緑肥の導入など、本市独自の取り組みとしても実施をされてきたところであり、この土別での取り組みが農林水産省のホームページでも紹介されるなど、いわゆる土別方式として、市内外から広く理解をいただけたものであります。

この農業の原点であります土づくりは、短期間にその効果が大きくあわれるものではありませんが、実際に排水対策や有機物の施用などによって地力の増進が図られてきた圃場では、気象災害の発生年にあっても平年作に近い収量と品質が確保されるなど、これまでの土づくりを視点とした政策の効果は着実にあらわれたと確信するものであります。

また、1つには土づくりであります。本市におきましては、土別農業農村担い手支援規則を策定し、農村のすべての人々が支える農業・農村の確立を基本に、中核となる担い手農業者

とそれを支える高齢小規模農業者が地域一体となって農村集落を支えるという考えのもとに、私はこの担い手対策を行政としてもしっかりと目を向けていくことが何よりも大切なこととの観点から、さまざまな対策を講じてまいりました。

こうした状況の中で、ここ数年、極めて厳しいとされた農業以外からの新規参入者が本市において定着してきており、加えて、現在も新たに農業を志して研修している方々がいるなど、明るい兆しも見え始めておりますし、親の跡を継いで、自分の農業に夢や希望を持ち、日々、汗をしている若者の姿を見ますときに、私は本市農業の展望は明るいものと確信をいたすものであります。

更に、もう一つの柱は農産物の収量アップであります。農家におきまして、農産物の収量の増加を図ることは、農業がある限り永遠の課題であることから、現在、本市の農業応援アドバイザーでもあります三分一 敬氏の御協力をいただきながら、収量3割アップを目指して、しべつ農村塾において実証を行っておりますが、1年目においての実証結果では、特に甜菜の圃場におきましては、窒素、カリの施肥量を5割に減らしても、堆肥の投入によって収量アップや糖度のアップが確認されるなど、まさに本市が目指している環境と調和をした持続可能な農業の展開が図られようとしているところであります。

ただ、この収量アップの取り組みが全市的に波及し、本市の農業全体の底上げにつながるには、いましばらく時間を要しますことから、結果を見ずにして退任するのは心残りがあるわけでもありますが、その道筋はついたものと確信をいたしております。

私は、この3つを農業の基本的な柱として推進をまいりましたが、本市におきましては、これまで多くの関係者の方々の御努力と熱い思いの中で、酪農家有志によって設立された飼料供給組織、デイリーサポート土別が道内でも模範となる取り組みが行われ、特に昨年は乳牛飼育施設も整備するなど、本市畜産の中核として健全な経営を行っていることに対して、まことに喜ばしく思っているところであります。

また、市民の方々の長年の念願でもありました農畜産物加工体験交流工房「の～む」が食育や地産地消を推進する拠点施設としてこの4月にオープンし、加えて、これまで上土別の期成会を初め、関係機関・団体によって設立された事業推進本部を核としながら進めてまいりました国営農地再編整備事業が平成28年度の工事完成に向けて、いよいよ本年度着工の運びとなり、この事業による上土別地区での農村集落の再編、集落型営農の確立の取り組みが本市農業・農村発展の試金石となり、新たな土別市農業・農村の目指す姿のモデルとして、私は必ずや全市にこれが大きく発信される時代が来るものと確信をしておるわけであります。

また、私の今日までの農業政策に関連して、その思いももう2～3点述べさせていただければ、1つには、平成10年から16年までの間に共済組合、土地改良区、農協、それぞれが相次いで広域合併をしたことであります。特に、本市としても、共済組合などの事務所設置に支援をしてきたわけではありますが、この3団体がいずれも本所事務所を土別市に置いて、本市が地域農業の拠点として農業振興が図られていることに対して、私は極めてうれしく思います。

また、1つには、農家の経済に関することではありますが、思えば私が市長に就任をした平成10年ではありますが、それまで年内に支払われていた転作にかかわる奨励金が、制度の改正によって、その一部が年明けの3月になってしまうということでありました。私は、このままでは年末の組勘精算を控えた農家経済に多大なる影響が出ることと地域の経済にも相当なこれは影響が出てしまうという心配から、4億円ほどの緊急的な立てかえ支援を実施し、また平成12年は、農産物の輸入自由化や市場原理の導入によって、米を初めとする農畜産物価格の大幅な下落が農家経済を圧迫したことに加え、天候不順により農産物に大きな被害が出たことから、稲作や大豆、甜菜などに緊急支援をしたことが思い出されます。

更に、平成19年1月に開催されました日豪EPA交渉、農畜産物関税阻止撤廃に向けた上川の総決起大会でもありました。この大会には、日豪EPA交渉におきまして、米、麦、砂糖などの重要品目の関税が仮に撤廃されてしまうとすれば、道内はもとより、本地域の農業はまさに壊滅的な打撃となり、地域の経済社会においても崩壊につながりかねないことから、土別市がその呼びかけ人となって総決起大会が開催、実現されましたことは、本当に大きい思い出として残っております。大会当日は管内の農業者や商工関係者、消費者など1,500人を超える参加者があり、撤廃阻止に向けた熱い思いが一つになった瞬間を、今、私は走馬灯のように思い出しているところであります。

以上申し上げてまいりましたが、私が市長に就任をいたしましてから今日まで、可能な限りの農業の政策を打ち出してきたつもりではありますが、今後におきましても、本市の農業・農村が目指すべき姿というのは、たとえその環境がどのように変わったとしても、いつの時代にあっても、決して変わるものではないと考えるものであります。したがって、今後におきましても、農業農村活性化条例の精神を基調として、その時代時代に即応した政策展開を図ることで、本市農業が大きく発展するものとなりますように期待をするものであります。

今年は開拓110年という大変意義深い年ではありますが、今、百年に一度と言われる世界的な金融経済危機が同時進行するというまことに厳しい時代にあって、地方自治体に課せられた課題、また土別市政に期待される課題はまことに大きなものがあります。市長としては、3期にわたり、議会並びに市民の方々の御指導と温かい御支援をいただきながら、今日を迎えたわけではありますが、私といたしましては生涯を通じて望外の喜びであり、また心から光栄に存じております。

なお、本年9月24日には私の市長としての任期が満了いたしますが、社会経済情勢が極めて厳しい環境にある今日だけに、残された期間を市民生活の安定のために、全力を傾注してその任を果たしてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお祈りを申し上げます。

山居議員の格調の高い御質問には、十分答えたのかどうか、大変不安でありますけれども、御容赦をいただければありがたいと思います。どうもありがとうございました。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君）（登壇） 私から、食料・農業・農村政策のあり方についてのうち、今

年の農業白書並びに食料・農業・農村基本計画と水田・畑作経営所得安定対策、米減反政策と水田フル活用及び政府の追加経済対策のうち本市農業振興に係るお尋ねにお答えいたします。

初めに、今年の農業白書についてであります。

この農業白書につきましては、これを読む人の立場や着眼点によって、さまざまな受け取り方ができるわけではありますが、今年の白書による食料・農業・農村の動向として、1つには、我が国の農業・農村は、農業所得の減少、農業者の高齢化、農地面積の減少という厳しい状況の中で、新たな担い手の参入が進まず、産業として持続することの危機に直面していること。1つには、世界の食料需給は、中国やインドなど振興国の人口増加と食生活の変化などにより、今後も逼迫基調で推移すると予測され、もはや経済力さえあれば自由に食料が輸入できる時代ではなくなってきていること。また、燃油、肥料などの農業生産資材は、世界的な資源問題の深刻化から、安定的な輸入に向けては一層の努力を払わなければならないこと。更に、過疎化、高齢化により、農村地域の活力低下が懸念されていることなどが挙げられており、このような状況を踏まえた平成21年度における施策として、1つには、輸入依存度の高い麦や大豆などへの作付転換を進める水田のフル活用を通じ、食料自給率の向上を図り、国際化の進展にも対応し得る強い農業構造を確立すること。1つには、担い手に対して経営所得安定対策を初めとした支援策を着実に推進するとともに、就農に関する相談活動や農業法人による実践的な研修の推進等を通じて、意欲ある若者などの新規就農を促進すること。また、農村を活性化し、地域経済の再生や雇用の拡大が図られるよう、地域の創意工夫を生かした取り組みを推進し、地域産品の販売促進や新商品開発など、新たな地域ビジネスの展開に向けた農・商・工連携を促進すること。更には、昨年事故米穀の不正規流通問題や中国産冷凍ギョーザの問題などにより、消費者の食に対する不安が高まっていることを重く受けとめ、食の安全と消費者の信頼確保に向けた取り組みを強化することが挙げられております。

そこで、この白書をどう読み取ったのかのお尋ねであります。

白書は、ただいま申し上げましたように、食料や農業・農村をめぐる動向と、このことに関して政府が講じようとする施策などについて明らかにする年次報告書でありますことから、その項目は多岐に及ぶものでありますが、これらいずれの項目からも見えてくることは、国民が必要とする安全で安心な食料の安定供給を確保し、国民の生命と健康を守ること、いわゆる食料安全保障の考えであります。

このために、食料の需給にあっては、この多くを海外に依存しており、一方、国内における生産基盤は耕作地の減少や担い手不足から極めて脆弱であると分析し、この対策として水田のフル活用による自給率の向上や米粉の普及、日本型食生活の促進を初めとする米消費の拡大、更には担い手の確保に向けた実効性のある対策や農地における所有者主義から利用者主義への転換、そして企業の農業参入をも促す農地改革などが展開されており、こうした自給率の向上のための国内努力が損なわれないように、WTOやEPA交渉にしっかりとした対応が求められると考えます。

したがいまして、食料王国北海道の一翼を担う本市としては、農業白書の動向分析を背景として、我が国が打ち出す各種の施策を本市独自の視点で最大限に活用することで、農業と農村を貴重な財産として将来に引き継ぐ「土別市農業農村活性化計画」の目標達成を目指すことが、食料自給率の向上においても、まずは肝要と考えるものであります。

次に、新たな食料・農業・農村基本計画の策定と水田・畑作経営所得安定対策の見直しについてであります。

食料・農業・農村基本計画は、国が施策を総合的かつ計画的に推進するために、おおむね5年ごとに変更するものであります。新たな計画は、ただいま農業白書にかかわって申し上げました今日的厳しい状況乗り越え、農業と農村が意欲と活力を取り戻すことによって、国民全体が利益を享受できるものとして、今年度中の策定作業が進められているところであります。

その中においても、特に食料安全保障にかかわる食料自給率の向上や自給力の強化が極めて重要な課題とされております。世界の食料需給は、中国、インドなどの振興国における人口の増加と経済の発展、更には地球温暖化の進行などによる異常気象の頻発や砂漠化による水資源の不足などから、逼迫した状況が続くとの見通しがあります。このような中で、主要先進国中、自給率がカロリーベースで40%と最も低い我が国が、強い経済力を背景として今後においても食料を十分に輸入していけるという保障はないことから、新計画では自給率50%を政策目標とするための検討がされており、この目標達成に向けて、農産物や食品の安全性の問題、担い手の育成や確保、農地制度の大改革、米の生産調整の問題など、これまでの政策があらゆる角度から見直されるものであります。

また、今年で導入から3年目を迎える水田・畑作経営所得安定対策は、食料・農業・農村基本計画における重要施策の一つであり、戦後農政の大改革と言われるように、これまでは全農家を対象としてきた品目ごとの価格政策から大きく方向を転換し、施策の対象となる担い手を明確にして、支援を集中的かつ重点的に行うために導入されたものであります。

しかしながら、導入の初年度から、交付金が過去の作付実績で算定されることを初め、制度の仕組みや内容が非常に理解しづらいこと、また加入の要件が厳しく、手続が煩雑であることに加え、前年度6月末という申請時期では営農計画が立てられないなどといった声が全国各地で数多く出されたことから、平成20年度には制度の基本を維持しつつ、地域の実情に即した見直しがされたところであります。今回の基本計画策定に当たり、この制度についても、検証の上、見直しがされているところであります。

具体的な内容については現時点で明らかとなっておりませんが、この制度によって農業所得が確実に確保され、本市の農業経営が将来に向けて意欲的に展開されるものでなければならぬことから、今後とも農協を初めとする関係団体とも十分に協議を重ねることで、水田・畑作経営所得安定対策、更には食料・農業・農村基本計画が地域の実態を真に反映したものとなるように、この見直しの内容を十分に注視しながら、国などに対して、あらゆる機会を通して働きかけをしてまいります。

次に、米減反政策の是非と水田フル活用についてであります。

米の減反政策は、需要に応じた米の生産を図り、適正な在庫数量の実現と米価下落防止のため、昭和45年から実施されており、今日まで幾度かの制度の変遷を経ながら、取り組みが行われてきたものであります。しかし、このような取り組みが行われてきたにもかかわらず、生産力の向上や米消費量の減少から需給ギャップは解消されず、結果として全国の転作面積は年々拡大し続け、この生産調整の拡大に伴う予算の増額や引き続く米価の低迷、更には担い手が十分に育っているとは言いがたい脆弱な生産構造などから、国はその政策を抜本的に見直しして、平成14年12月に米政策改革大綱を決定しました。これにより、平成16年度からの生産調整は、これまでの転作面積による取り組みから、米の生産目標数量の範囲内で生産を行う仕組みに転換されることになり、また生産調整助成金についても、全国一律だったものから、地域の裁量で使えるよう、一定額の予算を地域に配分する仕組みに移行されたものになりました。

こうした中で、本市においては、土別市水田農業推進協議会を中心としながら、今日まで土別市水田農業ビジョンに基づき、本市農業の特性を生かした農産物の振興を図り、高品質、多収量を目指し、農業の原点である土づくりを中心とした安全・安心で良質な農産物の生産性向上に積極的に取り組むとともに、将来の農業を担う意欲的な担い手の育成・確保と、それに伴う経営基盤の強化を図る施策などにより、魅力ある収益性の高い農業の確立と活力あふれる農村づくりを実施してきたものであります。

今日の生産調整は、主食用米から麦、大豆、飼料作物などへの生産転換を進めることで、食料自給力、自給率の向上につなげていこうとするものであります。現状として水田農業の構造改革はおくれており、米関連や水田農業関連の各種政策における他作物の生産に対する助成、主食用米価格等が下落した場合の経営安定対策、備蓄運営のための政府米の買い入れなどの内容について、生産調整実施者から見て不公平感があるなどの問題が指摘されております。

特に、平成21年度からは、国際食料需給の変化を踏まえて、食料自給率の低い麦や大豆、米粉用米、飼料用米といった新規需要米の本格的増産を目指す水田のフル活用を進めておりますが、北海道は専業農家が主体であり、これまでも減反政策を守りながら、転作作物の収量と品質の向上を図ってきており、また耕作面積も道内に比べて格段に広いなど、水田のフル活用を進めるには他の地域の実情に応じたきめ細やかな対応が重要であり、全国一律の対策では米の生産調整に対する不公平感の解消は難しいという見方もあります。

また、先日、国が経済財政諮問会議に提出した骨太の方針2009の素案において、焦点の米生産調整見直しについては、水田農業の構造改革のおくれや不公平感解消などの課題があることを踏まえ、そのあり方を検討するとの表現にとどめ、方向づけが先送りになったところであります。

このように、生産調整は、国の財政問題はもとより、ただいまお話のような課題も含め、多様な政策目標と関連するものでありますことから、食料自給力、自給率向上との関係、そして担い手の育成や農業者の経営所得の安定、発展との関係などにも十分に留意しながら、米関連、

水田農業関連の各種政策について、それぞれの具体的なあり方が検討され、米の生産調整見直しと水田フル活用とが整合性のある施策体系として構築されるよう望むものであります。

次に、政府の追加経済対策における農林水産業補正予算についてであります。

経済危機対策における農林水産関連予算は、お話のように総額で1兆302億円となっており、このうち、農業関連では、将来の食料供給を万全にする持続性ある強い農業づくり予算として5,694億円、地域に雇用とにぎわいを生み出す農山漁村の活性化予算として828億円が計上されております。

本市はこれまで、国の各種補助事業を有効に活用してまいりましたが、現在も担い手が導入する農業機械へのリース助成事業を初め、農協による穀物の乾燥調整貯蔵施設整備やデイリースupport土別による乳牛育成施設整備では農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、法人による就農希望者の雇用では農の雇用事業、更に農業水利施設の整備では農業農村整備事業など、数多くの事業を実施しているところであります。

そこで、今回の補正予算で真に役立つものはとのお尋ねであります。ただいま申し上げました各事業メニューの予算が強化されましたことから、まずはこれらの事業において、更なる効果的な活用が可能になると考えるものであります。また、新たな対策としては、今年を水田フル活用元年と位置づけする中で、転作の作付拡大に対する支援として、麦や大豆、米粉や飼料用米を作付けた場合の上乗せ助成が講じられるほか、担い手の経営支援としては融資資金の無利子化が図られ、畜産や酪農への支援としては機械リース事業が創設されており、更に農・商・工の連携に向けた新たな各種事業も導入されたところでありますので、市といたしましては、本市の農業振興に活用できるものについては最大限に活用することを基本に、鋭意努めるものであります。

ただ、こうした新しい事業については、今のところ、その要件など詳細が明らかになっていないものも数多くありますことから、今後開催される事業説明会などから正確な情報を入手し、農協とも十分に連携をしながら、農業者はもとより、関係団体などに対する事業内容の迅速な周知に努めるものであります。

次に、本年度の当初予算とあわせ、本市農業の将来をどう描いているかとお尋ねがございました。

本市の農業政策は、さきの市長答弁にありましたように、先人たちの努力によって引き継がれてきた農業・農村を何としても守り抜くという気概を持って推進しており、他との比較において、どこでどのような御意見があるのか、そのすべてを承知できるものではありませんが、その時々課題も含め、多くの方々の御意見を伺う中で、中長期的な予算を編成することで、迅速に対応しているものと考えております。

そこで、本年度の当初予算についてであります。農業農村活性化条例の理念に基づき、本市がこれまで取り組んでまいりました農業の根幹ともなる土づくり、人づくり、収量アップを基本としながら、農業農村担い手支援事業や安全安心農業ふれあい事業、更には寒冷地作物生

産性向上促進事業などの事業を総合的に進めることで、農業と農村の堅実な発展を目指すものであります。今回の国の補正予算の内容につきましては、担い手への経営支援や農の雇用事業、更には農山漁村活性化プロジェクト事業など、ただいま申し上げました本市条例の理念に基づく農業の目指すべき姿の実現に向けて活用できる事業でもありますことから、本市の農業予算と国の経済対策とを有機的に活用することで、農業が将来とも収益性の高い産業として継続的に発展し、また、農村が活力あふれる豊かなものとなるよう、鋭意努めてまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 松川農業委員会会長。

農業委員会会長（松川英一君）（登壇） 農地法の一部改正について、私からお答えをいたします。

農地法の一部改正する法律案につきましては、山居議員お話のとおり、政府案の修正で与野党が合意、4月30日の衆議院農水委員会で可決し、5月8日、衆議院を通過、参議院で審議が行われています。

修正案では、第1条法律の目的に、耕作者みずからによる農地の所有が果たしてきている重要な役割が盛り込まれ、また企業などが参入する場合の要件第3条に、地域の農業者との適切な役割分担や経営の継続性、安定性の見込み、役員1人以上の農業への常時従事を加え、権利移動規制では、農業委員会が農業生産法人以外の法人や個人に対する農地法の許可に当たっては市町村長への通知を義務化し、一般法人等の農業参入については市町村長が意見を述べることができることとなりました。また、参入した企業には、毎年、農地利用に関する報告を義務化し、参入企業が地域農業に悪影響を及ぼしたり許可条件を守らない場合は、改善勧告、他社へのあっせんを義務づけるなどの権利取得後の規制も強化する内容となっているようです。しかし、政省令の内容が不明であり、詳細については明確になっておりません。

農地法の改正に関する系統組織の意見集約についてであります。北海道農業会議は、農地は耕作者みずからが農業経営としての有効活用を図るため、所有することを基本理念として、農地の権利移動の規制を堅持し、株式会社など一般法人の農業参入に反対することを決議いたしました。しかし、全国農業会議所での意見集約では、一般企業などの農地所有に関しては認めないが、利用権による農地の有効利用は推進すべきであるとの意見が多数を占め、最終的に耕作者主義の堅持、農業従事者1人以上の参入地域への常駐など、法律案が一部修正されれば、認める方向で決定されました。

以上の経過から、士別市農業委員会は、農地法の一部改正後においても、一般企業などの農業参入を積極的に推進することは考えておりません。しかし、改正農地法に基づいての許可申請があった場合には、3月定例会の神田壽昭議員、予算委員会での小池浩美委員の御質問にもお答えしておりますが、企業参入の許可に当たっては、まず参入地域の適否、農業生産技術の有無、地域農業への理解、協力関係の構築などについて、参入を規模する企業の農業経営に対する理念を十分審査し、士別市、あるいは農業協同組合など関係機関と連携しながら、慎重に

取り組んでまいりたいと考えております。

次に、耕作放棄地の解消についてであります。昨年、耕作放棄地の実態調査を行い、既に原野化し、農地に復元して利用することが不可能な土地83ヘクタールについては、昨年11月の農業委員会総会において非農地として可決し、農地基本台帳の現況地目を非農地に変更して、所有者に非農地通知書を送付したところであります。また、直ちに耕作が可能な土地や基盤整備等により利用可能な耕作放棄地25ヘクタールについては、土別市において耕作放棄地解消計画を策定し、解消に向けて取り組んでいるところであります。

農業委員会においては、これからも農地パトロールなどにより、耕作放棄地の未然防止、適正管理に向けた指導強化に努めたいと考えております。

次に、担い手への農地集積についてであります。農地の流動化については、これまでも農業委員が中心となり、地域の状況、担い手の意向などを考慮しながら、農地保有合理化事業なども活用し、担い手の経営安定を第一に農地の利用調整を行ってきました。今後においても、農地基本台帳を活用しながら、土別市農業の継続的発展、担い手の育成に向けた、よりきめ細かなあっせん活動を行ってまいりたいと考えております。

最後に、旧朝日町農業委員会との関係についてであります。合併直後は合併特例法を適用し、朝日地区の農業委員も8人在任しておりました。農業委員選挙後の平成18年7月20日からは4名の委員となりましたが、農地基本台帳の一元化も終了し、朝日総合支所とも連携を密にし、農業委員全員で業務を遂行する体制が構築され、農地の権利移動や転用などに一体となって取り組んでおり、現在、農業委員会の役割、機能が十分果たせる組織体制となっていると考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、政府の追加経済対策についてお答えいたします。

まず、昨年来の百年に一度の不況が本市経済に及ぼした推定試算についてであります。

我が国の経済は、世界経済の不況に伴い、これまで好況であった輸出産業が急激に落ち込み、2001年4月以降続いていた貿易収支の黒字が2009年1月にはついに赤字に転落したところであります。特に主要輸出国であるアメリカ、中国経済の悪化により、自動車、家電などの完成品や半製品の輸出が大幅に減少しており、これに伴い、関連した下請企業、製造業の請負が急減し、その結果、非正規雇用職員の大量解雇、または正職員にあっても大幅に雇用報酬が削減されるなど、大きな影響を受けたところであります。

また、世界不況の影響が当初の国の予想を上回り、早い速度で、かつ広範囲に日本経済に影響したことは、輸出に頼って成長を続けてきた我が国の経済構造、また経営の効率化を図るため、人材を非正規社員に求めるといった企業体質にあったとも言われておりますが、昨年12月の広範囲消費者物価指数においては、本来、物価が上昇傾向となる年末にもかかわらず、非常に低い数値となり、特に耐久消費財の品目が下落傾向にあることは、経済不況の影響が企業だ

けでなく、国民の消費意欲を減退させ、国内需要も後退させるといった負のスパイラルに陥っている状況と考えております。

そこで、本市への影響であります。

本市の産業形態は農業を基幹としているほか、商業、サービス業、工業、製造業にあっても比較的地元に密着した経営形態となっていることから、世界同時不況による直接的な影響についてはそれほど大きくないものと考えております。本市のみならず、道内の小規模都市においては、バブル崩壊後の長引く景気低迷、そしてその後、全国的には戦後最大の景気回復と言われた期間にあっても、その実感がないうちに、一昨年の石油製品、農業資材、工業資材の高騰による企業利益の減、加えて、国の構造改革による公共投資の大幅減少、担い手不足による投資意欲の減退、人口減少、雇用報酬の低迷などによる小売販売額の減少など、世界同時不況とは別の時限での影響が大きいものと考えております。

金融機関の聞き取り調査による好転した企業数から悪化した企業数を差し引くDI判断指数においても、名寄管内においては依然として低い水準にあるものの、業況、売り上げ、仕入れについては改善している反面、利益については悪化していることから、これまでの原材料高の影響による業況悪化と分析をいたしているところでもあります。

ただ、自動車産業が世界同時不況の影響を大きく受けたことから、本市においては、自動車関連で長期滞在試験など、20年度入り込みが例年に比べ約8,000人の減少となり、市内経済への影響は6,500万円程度ととらえているほか、法人税においても21年度は大幅に減少する見込みにあり、20年度予定納税分についても、これまでに例を見ない約7,000万円の還付が見込まれているといった面では、大きな影響を受けたものととらえております。

次に、昨年度の二度にわたる補正に対する本市にとっての評価と効果について、並びに今年度の追加経済対策は本市にとってどこまで利活用可能かについてであります。

昨年の国の1次補正予算で、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金約2,900万円、2次補正予算で地域活性化生活対策臨時交付金約3億7,500万円の交付となり、これらの経済対策の趣旨を踏まえ、多くの事業者がかかわることができ、広く雇用確保に結びつく事業に優先的に取り組んできたところであります。

今年度の地域活性化経済危機対策臨時交付金約4億1,300万円の事業、更に地域活性化公共投資臨時交付金事業につきましても、これまでの市民要望に極力こたえるとともに、更に幅広い分野に経済効果が行き渡るよう最大限に努めてまいりたいと存じますが、その他詳細につきましては、先ほど斉藤議員のお尋ねにお答えいたしているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

また、今年度の経済対策の利活用の可能性についてであります。昨年来の公共投資の拡大や国民生活における支援、雇用の安定確保の面で一定の成果をもたらしており、各自治体においても、制度の趣旨を踏まえ、さまざまな取り組みをいたしたところであります。

今回の対策においても、自治体が事業主体となって実施する地域活性化経済危機対策臨時交

付金のほかに、議員のお話のように税制面での優遇措置、エコポイントによる省エネ家電の購入支援など、市民の生活にかかわるさまざまな施策が講じられたところではありますが、制度が  
いまだ明らかでない上に、市の予算を通らない施策も多くありますので、今後、情報収集に努  
め、市民周知を図るとともに、市が取り組むことができる事業については、これまでの市長と  
語る会やふれあいトーク、自治会要望など、市民の要望を見据える中で、この経済対策が本市  
にとって有意義な施策となるよう努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） ここで、午後 3 時 15 分まで休憩いたします。

（午後 3 時 0 0 分休憩）

（午後 3 時 1 5 分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5 番 丹 正臣議員。

5 番（丹 正臣君）（登壇） それでは、第 2 回定例会に当たり、通告に従い一般質問をさせて  
いただきます。

まず初めに、国の経済対策については、先の斉藤議員、山居議員から同様の質問がありまし  
たので、割愛をさせていただきますし、また回答においては、総務部長、経済部長、わかりや  
すく丁寧にお答えをいただきましたので、これまたよろしいんでないかと思っておりますので、ただ、  
このたびの世界的な経済危機にわたってですね、国が極めて厳しい状況にあるわけでありませ  
う。それはひとえに私たち国民一人一人がその思いを持って今あるわけでございますけれども、国  
として、この経済危機を乗り切るために、どういう位置づけをするのかということに尽きるわ  
けでございますけれども、公共事業を展開することによって、地域の活性化を促し、住民のよ  
り安心・安全な生活環境の創出並びに雇用の拡大がこの緊急の経済活性化対策の主たるねらい  
となっております。

特に今年度は、先ほどから言われているとおり、百年に一度の経済危機、不況対策というこ  
とで、国が大変な努力をしているわけでございますけれども、私たち市民に対して、この経済  
対策いろいろ、4 億円、3 億円出てきたわけでございますけれども、我が土別市において反省  
点として、どれだけの市民に周知徹底されながら、この政策が実行されるかということになる  
と、なかなか疑問符がつくわけでございます。しかし、これは緊急の経済対策でありますから、  
こういう流れで決まったんだろうと思っておりますけれども、これからの実施に当たっては、我が土  
別市で取り組んでおりますラブ土別・バイ土別、更には入札に当たっては地域限定型の入札制  
度も取り入れておりますので、それらこれらを十分に留意しながら、これからの事業推進に当  
たっていただくことを私のほうから質問というよりも要望という形で、この項目を終わらせて

いただきます。

次に、定額給付金についてでございますけれども、これも今回の6月9日の市長の行政報告の中で示されておりますけれども、これも経済対策の一環として、政府は景気の低迷を何とか個人消費の伸びで拡大を進めようということで、本市においては3億5,200万円が既に支給されたと聞いております。また、当初はこの制度、政策自体に対して、発足に当たってはいろいろな意見、賛否両論があったのも事実でございます。1人1万2,000円や2万円がどれだけの効果があるのか、単なるばらまきでないのか、そういう意見もございましたし、また新聞、テレビ等々では、個人に支給するのではなく、例えば土別であれば、総額を土別に交付するような形で、その中で全体的な活性化事業が実施できないのかという意見があったのも事実でございます。

しかしながら、本市は3月25日に申請受け付けを開始したんでありますけれども、聞けば、そのときには2,000戸の申請者がおったと。返せば、個人がそれだけこの政策に大きな期待をしていたんだな、こういう裏返しのこともあるわけでございます。この効果がどのような形で土別のまちになっているのか。政府からの支給とはいえ、土別市が支給した額でございますので、個人消費、更には市内の消費、購買、販売、そのことがどのような形で経済効果になっているのか、今の時点で土別行政における検証がどうなっているのか、その辺のことをお聞きをいたしたいわけでございます。

次に、3点目として、僻地保育所に対する考え方を聞かせていただきたいと思います。

今現在、土別には4カ所の僻地保育所・保育園があるとされております。それぞれが地域の力によって運営委員会を設置し、保育園が運営され、大きな役割を担っているのも事実でございます。地域にとっては、我が土別市は少子化が進む中であって、園児の数も年々減少しているのが事実でございます。そして、地域によっては20名の定員に届かないというところもあって、保育園そのものの運営が非常に厳しさを迎えておるのも事実でございます。

また、20名の定員に対して保育士が何名という枠組みの中であるものですから、20名を切れば保育士の負担も増えるということで、園そのものの運営が大変な状況になっている。私たちの地域にとっても、園児は金の卵でございますので、行政と運営委員会、更に園が一体となって守り育てる必要があるんでないだろうか。僻地保育所の運営に当たっては、市からの委託料と運営委員会の責任の中で運営されているわけでございます。

先ほど言いましたように、少子化の影響で地域の要望は年々複雑、多岐になっております。それは職業の複雑化もありまして、更に追い打ちをかけるように、仕事の関係で、今まで4歳児以上の保育が2歳、3歳という引き下げによって会を運営していくという中身でございますから、そういうことをかんがみたときに、限られた保育所の現状の中で、特に今言ったような状況の中で、延長保育というのが今言われておりますし、進んでいるのも事実でございます。

しからば、延長保育にどのような予算措置、助成措置をとっているのかということ、なかなか見えない面があるわけでございますので、僻地保育所に対するこうした取り組みに対して、行

政として支援すべきことは何なのか、あわせて僻地保育所の役割、基本的な考え方をお聞きして、私の質問といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 丹議員の御質問にお答えをいたしますが、ただいま議員のほうから、国の経済対策につきましては、さきの質問者と重複をすることもあるので、この際、御遠慮なされたようでありますけれども、答弁するほうの側からいたしますと、何かそう重複して答弁するような状況にもなっておりませんので、少し続けて話させてもらいたいと、そんなふうに思っております。僻地保育所に対する助成のあり方、これについては保健福祉部長のほうから答弁をしていただくようにいたします。

国の経済対策については、20年度の2回にわたる対策、更に21年度の対策について、さきの斉藤議員、山居議員の御質問にも一応お答えはいたしました。アメリカ経済の破綻、そして百年に一度と、こんな経済危機に際して、国民生活というのは本当に今、塗炭な状態に落ち込んでいます。雇用の確保についても、しかりでありまして、本市としても、このことを念頭にしっかりと置きながら、より効果のある事業の推進に努めているところであります。

公共事業の拡大などによって、地域にも一定の成果をもたらしたものと評価はいたしているところでありますが、今後におきましても、更に市民生活や地域経済の活性化にも、あわせて気配り、目配りをしっかりとしていかなきゃならん、そんなふうに思っております。

次に、定額給付金についてお尋ねがございましたが、これにつきましては、国の経済対策の一環として、平成20年度第2次補正予算によって措置をされ、景気後退化での住民の不安にきめ細かく対応するための家計への緊急支援として、生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付をすることによって、地域の経済振興に資することを目的として導入されたものであることは御承知のとおりであります。5月28日には、札幌市を初め、まだ開始されていない6つの市での支給が始まり、全国のすべての市区町村において給付が開始されたところであります。

そこで、本市の状況であります。基準日でもあります2月1日の住民基本台帳登録者から支給対象を9,954世帯、支給金額を3億5,926万4,000円と見込んで、本年3月25日から申請受け付けを開始して、4月1日より支給を開始したところであります。

現在までの申請状況としましては、議員がお話のように2カ月経過しましたが、5月27日まで9,669世帯が申請を終えまして、申請率で見ますと97.14%、3億5,284万4,000円となりましたが、受け付け開始2週間で申請は約85%に達したところであります。市民の期待も非常に大きく、短期間で高い申請率に至ったものと考えております。

給付金の主な使い道につきましては、支給金額や支給方法など、制度の決定当初からさまざまな議論があったわけではありますが、全国的なインターネットでのアンケートでは、受給者の半数が給付金を商品や外食などへの消費、あるいは旅行、宿泊といった幅広い分野で消費されているという結果が寄せられております。

本市におきましても、この定額給付金によって地元の消費につながるよう、市と商工団体等

の連携によって、消費拡大セールやプレミアムつきの商品券の発行など取り組みが行われましたけれども、特にサフォークスタンプ協同組合ではスタンプ3倍セールを実施して、4月1カ月の売り上げが前年に比べて31.6%増と、1億1,420万円となっています。更に、土別商工会議所では、地域振興券の発行によってプレミアムイベントを行い、4月4日から5月末までの発行額は4,181万2,000円となったところであります。また、飲食店関連では、土別サフォークラムオリジナル料理提供店4店において、定額給付金キャンペーンとして、4月中に限り、1万4,000円分の食事券を1万2,000円で販売し、69万6,000円の売り上げとなったところあります。

定額給付金は、家計への緊急支援とあわせて、地域での消費を増やし、景気を下支えすることが目的とされておりましたところではありますが、本市でも短期間に3億5,000万円の現金が市民に支給された結果、ただいま申し上げましたように、市内における消費拡大にも寄与し、地域の経済振興に一定の効果が見られたものと受けとめております。

なお、申請期間は本年9月25日までとなっておりますことから、今後も未申請の世帯に対し、支給漏れとならないよう再度通知を行うとともに、広報誌等によって本制度の周知を更に徹底してまいります。

以上申し上げます、答弁とさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

(降壇)

議長(岡田久俊君) 織田保健福祉部長。

保健福祉部長(織田 勝君)(登壇) 私から、僻地保育所に対する助成のあり方についてお答えいたします。

僻地保育所は、交通や地理的な環境上の諸条件に恵まれない地域における児童保育を円滑に推進するため設置されるもので、児童福祉向上のための中心的施設として、子供の健やかな成長に大きく貢献を果たしているところでございます。

そこで、市として、保育時間延長に取り組む僻地保育所に対し、支援措置を講じるべきとのことについてであります。

保育所における時間の延長につきましては、本市におきましても、全国的な社会現象としての核家族化や共働き世帯が増加していることから、これらを背景として、特別保育サービスとしての一時保育、休日保育、乳児保育などとともに、今日その取り組みが強く求められております。このため、市内4カ所の認可保育所におきまして、こうした市民ニーズを重視し、現在、早朝と夕方に一部時間を拡大して、午前7時30分から午後6時までを保育時間として開園いたしているところであります。

こうした中で、このたび僻地保育所におきまして、特に保護者の勤務時間等の就労形態を考慮し、今後、時間を延長しての保育を推進していくということでございまして、本取り組みはただいま申し上げましたように、地域や市民の意向に沿うとともに、今日的な時代背景に即応した極めて意義ある保育サービスでございます。したがって、議員の御提言を十分踏まえ、

市内4カ所の僻地保育所と早急に協議をいたしまして、延長保育に必要な費用に対する一定の助成基準などを設けることで、児童の健全保育と保育所運営の安定化に向け、支援措置を講じてまいりたいと考えております。

また、僻地保育所の役割についてであります。本市のような広大な面積を有する地域におきまして、遠隔地であっても、すべての子供が等しく必要な保育を受けるためには僻地保育所は欠くことができず、その役割としては、子供がさまざまな人と出会い、かかわり、心を通わせながら成長していく段階に最もふさわしい生活の場を提供することで、入所する子供の健全な心身の発達に多大に寄与するものと考えております。

更には、こうした幼児保育のみならず、学童保育などを通じて、次代を担う子供とその家族の子育て支援につきましても積極的に推進いたしておりますことから、今後とも、市といたしまして、こうした僻地保育所の取り組みが持続的かつ発展的に取り進められますよう、この支援に鋭意当たってまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時35分散会）